

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	47 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで

私は、昭和44年5月に勤めていた会社が倒産した後も、引き続き雇用されて社長の住まいのある2階の寮に住んでいた。その後、47年4月に会社が本格的に再建されたので、住民票をA市から寮のあるB市に移し、その時に国民年金の加入手続を自分又は会社の経理担当者のどちらかが行ったと思う。申立期間当時、一緒に寮に住んでいた同僚と同じように給料から国民年金や国民健康保険などの保険料を天引きされており、国民年金手帳や納付書を経理担当者に預けていたので、私の国民年金保険料は経理担当者や同じ寮に住んでいた同僚の分と一緒に、経理担当者が集金人に支払っていたはずである。

しかし、申立期間①及び②の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に住民票をB市に移した時に国民年金加入手続を行ったと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は同年2月28日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人の保険料納付記録をみると、申立期間②の直前の昭和49年4月から同年6月までの保険料及び直後の同年10月から52年4月までの保険料を現年度納付しており、このうち49年10月から結婚する50年12月までの保険料は会社の経理担当者及び同僚と同一日に納付されている。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であり、納付回数は1回分と考えられるため、申立人がこの期間分のみ未納のまま放置したとは考え難い。

他方、申立期間①については、申立人が勤めていた会社の経理担当者は、昭和47年ごろから国民年金手帳や納付書を申立人から預かった上で、保険料を給与から天引きし、納付していたと陳述している。しかしながら、申立期間①のうち、48年3月以前の期間については、印紙検認方式であった時期であり、一緒に納付したとする同僚の国民年金手帳の印紙検認記録欄には検認印が押されている一方で、申立人の印紙検認欄には検認印が押されておらず、契印の上切り離された形跡も無い。また、申立期間①のうち、同年4月以降の期間については、納付書方式が採られていた時期であるが、申立人は領収書を廃棄したとしており、このほか、申立人から申立期間①の保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても納付をうかがわせる周辺事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から50年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和53年10月から54年3月まで
④ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、自身の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないので、加入手続時期や保険料の納付方法、金額等は分からないが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚した昭和50年6月までの私の保険料を納付していたと母親から聞いていた（申立期間①）。

結婚後に私の国民年金手帳を母親から渡されて、私自身が保険料を納付するように言われたので、結婚後の私の保険料については、私自身が元妻の保険料と一緒に納付書により郵便局で納付していたが、保険料の納付時期や納付金額等はよく覚えていない（申立期間②及び③）。

また、平成3年ごろ、A市役所で申請免除期間の保険料を追納しないと、今後、保険料を納付できなくなるという説明を受けたので、昭和61年4月から平成元年3月までの3年間の夫婦二人分の保険料として数10万円を納付書によりA市役所又は郵便局で分割して納付した（申立期間④）。

申立期間①から④までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その母親が申立人の国民年金加入手続を行うとともに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号は、申立人と同居していたその妹の手帳記号番号と連番で昭和50年

4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により、また、同年1月から同年3月までの申立人の妹の保険料は現年度納付されていることが特殊台帳により、それぞれ確認できる。

ところで、申立人の妹の現在の手帳記号番号は、その妹の結婚後の昭和52年5月にB市を所管する社会保険事務所で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。申立人の年金手帳記号番号と連番で払い出された手帳記号番号による申立人の妹の上記3か月の保険料の納付記録は、平成11年6月8日までその妹の現在の手帳記号番号に統合されないままであったことが社会保険庁の記録により確認できる。このことから、昭和50年4月に申立人の手帳記号番号と連番で払い出された申立人の妹の手帳記号番号については、申立人の国民年金加入手続と一緒に申立人の母親が行うとともに、申立人の妹の同年1月から同年3月までの保険料も母親が納付したと考えられ、申立人の同年1月から同年3月までの保険料も申立人の妹の保険料と一緒に申立人の母親が納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和45年4月から49年12月までの期間については、申立人の上記の手帳記号番号が払い出された時点では、一部の期間は、制度上保険料を納付できない期間である上、申立人の妹の保険料も未納である。

次に、申立期間②及び③については、保険料の具体的な納付場所、納付時期、納付金額等に関する申立人の記憶はあいまいであり、保険料納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立期間②及び③の前後の期間を含むC市在住当時に同一市内で数回転居を繰り返したとしており、申立人の申立期間②及び③当時の生活状況には変化があったと考えられる上、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の元妻の同一期間の保険料も未納である。

申立期間④については、申立人は、平成3年ごろ、A市役所で申請免除期間の保険料を追納するよう説明を受け、申立期間④を含む昭和61年4月から平成元年3月までの3年間の夫婦二人分の保険料として数10万円を分割して納付したと申し立てている。

しかし、申立人の納付記録をみると、申立期間④は、保険料の追納が可能な申請免除期間では無く、保険料の未納期間であることが、社会保険庁の記録により確認できる。平成3年ごろには、申立期間④は、時効により保険料が納付できない期間である。

一方、申立人並びにその元妻の昭和61年4月から申立期間④直前の62年3月までの期間及び申立期間④直後の63年3月から平成元年3月までの期間は申請免除期間で、3年12月27日、4年1月27日、同年2月27日及び同年3月30日の4回に分けて、当該申請免除期間の夫婦二人分の保険料約40万円が追納されていることが社会保険庁の記録により確認でき、申請免除期間の保険料の追納に関する申立人の記憶とおおむね符合している。

また、一緒に夫婦二人分の保険料を追納したとされる申立人の元妻の申立期間④と同一期間の保険料も未納である。

このほか、申立期間①のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間を除く、各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和46年10月から48年3月まで

昭和43年にA県B市で国民年金に加入し年金手帳を受け取ったが保険料は納付しなかった。

昭和45年に、以前居住していたC市に戻ったとき、集金人から未納分の納付を求められ、後日市役所で相談して2回又は3回に分割して納付した。

昭和45年4月以降の保険料は、毎月集金人に納付していた。当初は集金人に保険料を納付すると印紙を渡されて、それを年金手帳に貼付していた。その後は納付書と一緒に保険料を集金人に渡し領収書をもっていた。

納付したときに受け取った領収書や所持していた年金手帳などは転居のとき処分してしまったが納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろにA県B市で国民年金の加入手続だけを行い、保険料の納付はC市に転居した45年4月から開始し、現年度保険料については毎月集金人に、また未納となっていた昭和43年度及び44年度の保険料は45年度に2回又は3回に分割して、それぞれ納付したと陳述している。

まず、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和43年5月にA県B市で払い出されていることが確認でき申立人の陳述と符合する。また、昭和43年度及び44年度の保険料は納付済みとなっている上、申立人のA県B市において保険料を納付しなかったとする理由は具体的であり、その陳述に不自然さはみられないことから43年度及び44年度の保険料は、申立人の陳述どおりC市で過年度納付されたものと考えられる。

この場合、過年度納付していたとする時期に当たる 45 年度の保険料を納付しなかったとみるのは不自然であり、申立人は過年度保険料に合わせて申立期間①に当たる同年度の保険料を現年度納付していたものとするのが相当である。

さらに、申立人の国民年金に係る住所変更等の手続は、昭和 45 年 7 月以前になされていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、変更手続だけを行って保険料を納付しないのは不自然である上、申立人は申立期間①に係る保険料の納付状況について具体的に記憶している。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、納付書により毎月集金人に保険料を納付していたと陳述しているところ、申立人の納付書の入手方法や納付金額に係る記憶は定かではない。

また、申立期間②は二年度にまたがる上、申立人の申立期間直後の居所であり、当時 C 市から記録の引き継ぎを受けたとみられる D 市の国民年金被保険者名簿の記録は未納となっている。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私が夫婦二人分の国民年金への加入手続をし、これまで夫婦二人分の保険料を支払ってきた。

申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの保険料については領収書を所持しており、55年4月9日に銀行にて、保険料2万9,700円を納付していることが確認できる。

当時、自営業をしていたため、保険料をまとめて納付することは可能であった。

申立期間について、妻の分は納付済みとなっているにもかかわらず、自身の分について納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの保険料について記号番号は申立人の妻のものとなっているものの本人名義の領収書を所持している。

また、申立人は、昭和55年4月以降、平成11年12月まで保険料をすべて納付しており、60歳以降についても高齢任意加入制度により17年3月まで保険料の納付を続け、国民年金の受給資格を得るに至っており、また、申立人の妻については、昭和54年4月以降、平成16年5月まで保険料をすべて納付していることから、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人及びその妻の年金手帳記号番号は、昭和55年3月10日に夫婦連番で払い出されていることから、夫婦で一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、昭和62年度及び平成4年度の保険料は夫婦共前納しており、また、納付日の確認できる平成9年度から13年

度までの期間の保険料は夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと認められ、申立人が、その妻と共に保険料を納付したとする主張に不自然はみられず、申立期間について申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの期間、7年4月及び7年11月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年3月まで
② 平成7年4月
③ 平成7年11月から8年3月まで

申立期間について、私の国民年金保険料の支払いは、ずっと母が市役所で支払ってきた。その際いつも、納付の穴が無いか確認して支払っていた。市役所の方にも、穴があれば順番に埋めていくから大丈夫だといわれていたので、未納は無いものと信じていた。また、免除の制度も知らなかったため、免除の期間があるのはおかしい。ずっと納めていたのは間違いないので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

まず、申立期間①についてみると、申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間は現年度納付していることがうかがえる。

また、申立期間①の前後を通じて申立人の生活状況に変化がみられず、納付を行っていた申立人の母も同期間の保険料を現年度納付していることから、申立人の保険料のみ納付しなかったと考えることは不自然である。

次に、申立期間②についてみると、社会保険庁の納付記録上、申請免除期間とされているが、平成7年4月に同年1月から同年3月までの保険料を現年度納付し、申立期間②直後の同年5月から同年10月までは毎月納期限内に保険料が納付されていることが確認でき、免除申請が承認されること自体が不自然である。また、同年4月のみの申請免除も不自然である。

さらに、申立期間③についてみると、社会保険庁の納付記録上申請免除期間とされているが、申立期間②の免除申請日（平成7年5月29日）の翌日（同年5月30日）に申請を行った記録となっており不自然である。また、申立期間③直前の同年5月から同年10月まで毎月納期限内に保険料が納付されていることが確認でき、免除申請が承認されること自体が不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年3月まで
② 昭和44年7月

昭和43年7月ごろ、退職に伴い、妻がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、同年8月及び同年9月の夫婦二人分の国民年金保険料を市役所内の金融機関で現金納付した。また、同年10月から44年3月までの夫婦二人分の保険料については、自宅に来た集金人に妻が納付した。その当時の保険料は月額200円前後であったと思う（申立期間①）。

また、昭和44年7月の夫婦二人分の保険料については、就職やその手続で忙しい時期であったが、妻が納付してくれていたように思う（申立期間②）。

申立期間①及び②については、保険料を納めていたはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和43年8月及び同年9月の国民年金保険料については、申立人はその妻が国民年金加入手続時に市役所内の金融機関で納付したとしているところ、当時、同市は印紙検認方式であり、申立人の陳述は符合しない。

また、申立期間①のうち、昭和43年10月から44年3月までの保険料については、申立人はその妻が集金人に夫婦二人分を納付したとしているところ、その妻が所持する自身の国民年金手帳をみると、昭和43年度の印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、この妻の同一期間の保険料も未納であると推定でき、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の陳述は符合しない。

さらに、申立人の妻が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

次に、申立期間②については、申立人はその妻が保険料を納付したとして、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間②と同一期間の保険料を現年度納付していることが妻の所持する国民年金手帳により確認できる。

また、申立人の妻は、昭和44年4月の国民年金被保険者資格を取得して以降、満60歳で同資格を喪失するまで、国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付し、厚生年金保険から国民年金への資格変更手続も適切に行っており、そのような納付意識の高い申立人の妻が1か月と短期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、近所の民生委員から、「国民年金は、25年間納付しないと受給できない。もしまだ国民年金に加入していないのであれば、直ちに加入手続きをして、35歳以降の期間については、未納が無いようにしないと無年金になる。」と教示されたのでA市役所に出向き、国民年金の加入手続きを行った。

加入手続きをしてからは、35歳以降の期間については未納が無いよう注意して国民年金保険料を納付してきた。

ところが平成19年に、社会保険事務所で私の国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、昭和54年度の12か月間が未納とされており、満60歳で資格を喪失するまでの国民年金納付期間は24年間しかないことを知らされた。気を付けて保険料を納付してきたつもりなので、精査の上、記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、25年間国民年金保険料を納付しないと年金を受給できないので、直ちに国民年金に加入するように民生委員から勧められたので、加入手続きを行い、35歳以降の国民年金保険料を、未納が無いよう納めたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月に払い出され、その時点で35歳にさかのぼって保険料を特例納付していることが、社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人の妻についても、満35歳の誕生月の属する昭和55年度から保険料の納付を開始していることが確認でき、民生委員の教示により満35歳から保険料を納付してきたとする申立人の陳述は、信憑性しんぴやうせいが高いと考えられる。

さらに、満35歳以降の国民年金被保険者期間において、未納が有れば無年

金になると確信していた申立人が、申立期間の保険料が未納であることを承知しながら、これ以後の保険料の納付を続けたとは考え難い。

加えて、加入手続を行った昭和 55 年度以降については、夫婦はそれぞれ満 60 歳で資格を喪失するまで保険料を現年度納付しており、そのうち平成 13 年度以降の期間については、夫婦共に夫婦二人分の保険料を前納していることが社会保険庁の記録により確認でき、夫婦の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から同年12月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

昭和46年夏ごろに自宅に来たA市役所の集金人から「国民年金保険料を支払わないと将来年金がもらえない。」と言われ、その後夫婦で同市役所の本庁又はB出張所に出向き夫婦二人の国民年金加入手続を行った。その後、妻が夫婦二人分の保険料を集金人あるいは金融機関の外交員に納めていたと思う(申立期間①)。

C市に引っ越し後、私が住民票の転入手続と一緒に国民年金の手続も行った。保険料は、妻が営んでいたD店に来ていた金融機関の外交員かあるいは金融機関の窓口で妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付書により納めていた(申立期間②)。

どちらの期間も、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに納付済みとされていないことは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は夫婦二人の国民年金保険料を一緒に申立人の妻が納付していたとしているところ、申立期間①前後の申立人夫婦の保険料納付日を確認することができる昭和52年4月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月についてみると、この期間の保険料はすべて夫婦同一日に納付されていることが、申立人夫婦の所持している年金手帳及びC市の被保険者名簿より確認でき、申立人の陳述と符合する。

また、申立人夫婦共、申立期間①の以前から現年度納付を続けており、6か月と短期である申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立期間②直後の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月分の保険料の納付日が申立人夫婦で異なっているほか、申立人は免除の申請を行った覚えは無いとしているものの、申立期間②直前の 60 年 7 月から同年 12 月までの期間は申立人のみが申請免除期間となっていることが C 市及び社会保険庁の記録により確認でき、申立期間②前後の時期における夫婦二人分の保険料納付は一緒に行われていたとは言えず、申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立期間②の保険料を申立人の妻が納付したことを示す関連資料は無く、申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から同年12月まで
② 平成元年2月から同年10月まで
③ 平成5年11月から9年3月まで

昭和46年夏ごろに自宅に来たA市役所の集金人から「国民年金保険料を支払わないと将来年金がもらえない。」と言われ、その後夫婦で同市役所の本庁又はB出張所に出向き夫婦二人の国民年金加入手続を行った。その後、私が夫婦二人分の保険料を集金人あるいは金融機関の外交員に納めていたと思う(申立期間①)。

C市に引っ越し後、主人が住民票の転入手続と一緒に国民年金の手続も行った。保険料は、自営のD店に来ていた金融機関の外交員かあるいは金融機関の窓口で私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付書により納めていた(申立期間②及び③)。

平成7年ごろに夫がC市役所に年金額を聞くために出向いた時に、厚生年金の一時金をもらった期間も含め国民年金の期間を合わせて25年間保険料を納めれば受給資格ができると言われ、その後25年を満了するように夫婦共に数10か月の夫婦二人分の保険料を私が納めた(申立期間③)。

いずれの期間も、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに納付済みとされていないことは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は夫婦二人の国民年金保険料を一緒に自身が納付していたとしているところ、申立期間①前後の申立人夫婦の保険料納付日を確認できる昭和52年4月から同年12月までの期間及び54年1月から同年

3月についてみると、この期間の保険料はすべて夫婦同一日に納付されていることが、申立人夫婦の所持している年金手帳及びC市の被保険者名簿より確認でき、申立人の陳述と符合する。

また、申立人夫婦共、申立期間①の以前から現年度納付を続けており、6か月と短期である申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人は平成元年1月25日にC市からA市に、同年7月18日にA市から再度C市に住民票を異動していることが戸籍の附票から確認できるところ、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿をみると、A市からの転入は職権で行われたことが記されている上、A市では昭和59年度ごろ以降の転出者については被保険者名簿を保存することとしているが、申立人の被保険者名簿は無いとしていることから、国民年金の住所変更手続が適切に行われなかったために、A市では申立人を被保険者として管理しておらず、申立人は納付書による保険料納付を行えなかった可能性を否定できない。

次に、申立期間③については、申立人は平成7年ごろに夫がC市役所に年金相談に赴いた時に、担当者から「厚生年金保険と国民年金のそれぞれの保険料納付期間を合わせて、25年納付期間があれば年金を受給できる。」と聞き、25年間を満たすようにその後も夫婦二人分の保険料を数10か月納付したと陳述しているが、申立期間③直前の平成5年10月には申立人の納付済期間は、厚生年金保険と国民年金の双方の納付済期間を合わせて30年8か月となっており、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間③は41か月と長期間であり、これほどの長期間にわたって納付記録の過誤が継続するとは考え難い。

このほか、申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和40年代後半に行政機関から保険料未納についてのお知らせが届いたので、A市役所の年金課に問い合わせたところ、夫婦共に保険料の未納期間があり、このままだと将来満額の年金を受け取ることができないため、過去の未納の保険料を納めるように言われた。私は、夫婦共に未納期間は無いものと思っていたが、保険料を漏れ無く確実に納めたとする証拠や自信も無かったので、市役所の窓口で納付書を発行してもらい、夫婦二人分の保険料として8万円ぐらいの金額をB郵便局又は市役所内の金融機関で納めた。

特例納付した時に受け取った夫婦二人分の領収書など当時の資料は、平成14年*月*日の被害で亡失したため、納付時期などについての具体的なことは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に連番で払い出されており、申立人は、申立期間を除き、63年10月までの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、特例納付した時期について、昭和40年代後半で、申立人夫婦の二人の子供がいずれも成人前で家族4人同居していた時期であり、また、当時の現年度保険料の納付方法は既に納付書を使用していたと陳述しているところ、A市においては、48年4月から保険料収納方法を納付書方式に変更しており、申立人夫婦の子供の年齢などからみて、申立期間の保険料を第二回特例納付実施時期に特例納付したと考えれば、申立内容は当時の制度状況と符合する。

さらに、申立人は、A市役所の窓口で特例納付に係る納付書を発行してもらい、夫婦二人分の保険料として8万円ぐらいの金額を特例納付したと申し立てているところ、第二回特例納付実施時期において、申立人夫婦が申立期間の保険料を一括納付した場合の保険料額8万6,400円とおおむね一致しており、当時A市においては、特例納付希望者に対し市役所窓口で特例納付に係る納付書を発行していたことから、申立内容は、当時の事情と符合している。

加えて、申立期間当時、申立人夫婦と同居していたその娘は、申立人が特例納付に係る保険料について市役所で説明を受け、当該保険料を明日にでも郵便局で納付すると話していたことを記憶していると証言している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の国民年金加入手続及び保険料納付は夫に任せていたが、昭和40年代後半に行政機関から保険料未納についてのお知らせが届いたので、夫がA市役所の年金課に問い合わせたところ、夫婦共に保険料の未納期間があり、このままだと将来満額の年金を受け取ることができないため、過去の未納の保険料を納めるように言われた。夫は、夫婦共に未納期間は無いものだと思っていたが、保険料を漏れ無く確実に納めたとする証拠や自信も無かったので、市役所の窓口で納付書を発行してもらい、夫婦二人分の保険料として8万円ぐらいの金額をB郵便局又は市役所内の金融機関で納めた。

特例納付した時に受け取った夫婦二人分の領収書など当時の資料は、平成14年*月*日の被害で亡失したため、納付時期などについての具体的なことは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に連番で払い出されており、申立人は、申立期間を除き、平成4年5月までの国民年金保険料をすべて納付し、夫婦二人分の保険料納付を担っていたとする申立人の夫も同様に、別途申立期間を除き、昭和63年10月までの保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、特例納付した時期について、昭和40年代後半で、申立人夫婦の二人の子供がいずれも成人前で家族4人同居していた時期であり、また、当時の現年度保険料の納付方法は既に納付書を使用していたと陳述しているところ、A市においては、48年4月から保険料収納方法を納付書方式に変更

しており、申立人夫婦の子供の年齢などからみて、申立期間の保険料を第二回特例納付実施時期に特例納付したと考えれば、申立内容は当時の制度状況と符合する。

さらに、申立人は、その夫がA市役所の窓口で特例納付に係る納付書を発行してもらい、夫婦二人分の保険料として8万円ぐらいの金額を特例納付したと申し立てているところ、第二回特例納付実施時期において、申立人夫婦が申立期間の保険料を一括納付した場合の保険料額8万6,400円とおおむね一致しており、当時A市においては、特例納付希望者に対し市役所窓口で特例納付に係る納付書を発行していたことから、申立内容は、当時の事情と符合している。

加えて、申立期間当時、申立人夫婦と同居していたその娘は、申立人が特例納付に係る保険料について市役所で説明を受け、当該保険料を明日にでも郵便局で納付すると話していたことを記憶していると証言している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間及び平成13年12月（付加保険料を含む。）の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から43年3月まで
② 昭和44年1月から47年3月まで
③ 昭和49年1月から同年12月まで
④ 平成13年12月

国民年金の加入手続は、婚姻届提出の際、夫の叔父が行ってくれた。加入手続時期は昭和37年9月ごろで、加入場所はA市役所である。申立期間①の国民年金保険料については、叔父が納付してくれていた。

申立期間②及び③の保険料は、私が自宅で集金人に納付した。また、申立期間④の保険料は、私が納付書に現金を添えて納付した。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、B市の集金人に納付していたと申し立てしているところ、B市では、集金人による保険料収納を昭和49年3月まで行っていたと回答しており、申立内容は当時の制度状況に符合する。

また、申立人は、B市の女性集金人に「今ならすべて埋めることができる。」と言われ、B市で手続した当初に保険料をまとめて支払ったことがあり、万がつくような金額ではなかったと思うと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市で昭和46年11月12日に払い出されていることが確認でき、国民年金加入当初に同年4月からの現年度保険料をまとめて納付した場合の金額は3,600円であり、当時の制度状況と符合することから、申立人は、申立期間②のうち、国民年金加入手続を行った昭和46年度の保険料から現年

度納付し始めたものとするのが自然である。

次に、申立期間④については、申立人は、申立期間④を含む前後の期間の国民年金保険料納付方法について、付加保険料を含み口座振替を利用していることが確認できるが、C市の収滞納一覧表を見ると、申立期間④と同じ年度である平成13年度において、平成13年5月から同年7月まで及び同年10月の保険料について、付加保険料を含み口座振替によらず現年度納付されていることが確認できることから、口座振替不能となった場合、市役所から送付されてくる納付書により現年度で保険料を納付したことが推認できる。

また、申立人は、昭和50年1月以降、平成14年9月までの保険料について、申立期間④の1か月を除き完納し、4年8月以降は付加保険料を併せて納付しており、当時保険料納付意識が高かった申立人が、申立期間④の1か月分のみ納付しないまま放置しておくものとは考え難い。

一方、申立人は、申立人の夫の叔父が、昭和37年9月ごろにA市役所で申立人の国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は46年11月12日にB市で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び申立期間②のうち、同年3月以前の保険料を現年度納付することはできず、申立期間①及び申立期間②のうち、44年9月以前の保険料は制度上過年度納付することもできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間②について、B市の女性集金人に国民年金手続当初に国民年金保険料をまとめて支払ったことがあったと陳述しているが、B市の集金人は、過年度保険料を収納することはなかったため、申立期間②のうち、昭和46年3月以前の保険料を納付したものとは考え難い。

次に、申立期間③については、その直後の期間である昭和50年1月から52年3月までの保険料をB市からD市へ転居後の同年7月及び同年12月に過年度納付していることが確認できることから、当時さかのぼって納付することができる保険料のみ納付したものと推認でき、申立期間③の保険料を納付したものとは考え難い。このほか、申立人から申立期間③の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間及び平成13年12月(付加保険料を含む。)の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び41年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和41年4月から同年10月まで

私は、高校卒業後、住み込みで働いていたA店の事業主に勧められ、国民年金の加入手続を行った。

その後退職し、昭和37年1月に転居して夫と同居し始めたころ、知人の女性が国民年金保険料の徴収をすることになり、最初の訪問先が私のところであった。保険料を納付し始めたころは年金手帳が無かったので、知人の女性集金人が領収証のような紙に印紙を貼^はり、割印を押していたのを覚えている。申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、昭和38年の春にB市へ転居してからは、B市の女性集金人に保険料を納付し、年金手帳に印を押してもらっていた。41年10月ごろ、その女性集金人から、C県に転居するため今後は集金に来ることができないと挨拶があり、その後、私も次女の出産もあってしばらく保険料を納付しなかった時期はあったが、申立期間②の保険料は間違いなく納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和36年4月から、申立期間①、②及び合算対象期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①当時、事業主に預けていた国民年金手帳を返してもらえなかったため、国民年金手帳が再交付されるまでの間、保険料を納付した際、知人の女性集金人が領収証書のような紙に印紙を貼^はり割印を押してい

たと申し立てているところ、当時、D市においては、国民年金手帳の交付が遅れた場合などに、集金人が仮の検認台紙に印紙を貼付する収納方法がとられていたことがあり、申立内容と符合する。

さらに、申立人は、知人の女性集金人の息子と職場の同僚であったことから、女性集金人の名前や保険料徴収を行うようになったいきさつ、当時の会話等を具体的に記憶しており、陳述内容に不自然な点はみられない。

次に、申立期間②について、申立人は、昭和38年の春にB市に転居してからは、集金人に保険料を納付し、年金手帳に印を押してもらっていたと申し立てているところ、当時B市における保険料収納方法は印紙検認方式であり、申立内容と符合する。

また、申立人は、昭和41年10月ごろ、B市の女性集金人が集金に来られなくなる旨挨拶に訪れた時、次女の出産後は内職の収入が無くなるので、今後保険料を納付しない旨を伝えたところ、社会保険庁の記録をみると、同年11月に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立内容と符合する。

さらに、B市の保管する申立人の納付記録をみると、昭和38年4月から41年3月までの期間の保険料は納付済みとされており、申立期間②当時、申立人の生活状況に変化がみられないことから、同年11月に国民年金被保険者資格を喪失するまで、申立人はB市の女性集金人に保険料を現年度納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月

私は、平成9年3月末で会社を退職した。翌月にA市役所の国民年金窓口で、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。また、14年4月に口座振替に変更するまでは、妻が郵送されてきた納付書によりいつも夫婦二人分の保険料をA銀行B支店の窓口で納付していた。申立期間の保険料について、督促状又は納付書は届いていないと記憶している。夫婦二人分の保険料を納付していた妻は、申立期間の保険料が納付済みとされているのに、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、国民年金加入全期間の保険料を完納しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人及びその妻の納付記録をみると、申立人が国民年金に加入した平成9年4月から16年4月までの期間において、申立期間を除き、保険料を同一日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びその妻の納付記録をみると、申立期間の保険料について、夫婦共に平成14年6月13日に納付書が発行されており、申立人の妻は、15年2月3日に納付している記録が確認でき、保険料納付意識が極めて高い申立人の妻が、自分の保険料のみ納付して、申立人の保険料を納付しなかったものとは考え難く、その後、納付督促事蹟^{じせき}や催告状・集合徴収発行事蹟^{じせき}も残されていない。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料は1万3,300円であり、納付書により銀行で納付したと陳述しているところ、申立期間の保険料は1万3,300円で一致し、納付方法も当時の事情と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和44年2月から46年12月まで

20歳になってすぐに国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納め始めた。当時の保険料額は1か月100円だったことを覚えている。申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②については、当時、子供がまだ小さいころだったので、集金人に毎月来てもらって保険料を納付していた。領収印が押されている年金手帳は、老齢年金裁定手続きを行った際、回収されたので残っていないが、将来を楽しみに保険料をずっと納付していたので、途中で納付しないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、20歳になってすぐに国民年金加入手続きを行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年1月31日に払い出されており、申立内容と符合するほか、申立期間①の保険料額について、1か月100円であったと申し立てているところ、当時の保険料額は1か月100円であり、申立内容と一致する。

さらに、申立人に、昭和37年1月31日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年4月以降の保険料は納付済みとされていることから、保険料を納付する意思をもって、20歳になってすぐに国民年金加入手続きを行った申立

人が、20歳から保険料を納付し始めなかったものとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間②について、毎月集金人に保険料を現年度納付していたと申し立てているが、申立人の特殊台帳及び被保険者台帳を見ると、申立期間②直後の昭和47年1月から48年3月までの保険料を49年4月20日に過年度納付するとともに、同日に48年4月から49年3月までの保険料を一括して現年度納付している記録が確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立期間②直前の期間である昭和43年1月から44年1月までの期間は厚生年金保険加入期間とされているが、この記録が現在の基礎年金番号に統合されたのは、平成9年6月13日であることからみて、昭和43年1月8日に厚生年金保険に加入したのを契機に国民年金保険料の納付をいったん止めたのち、49年4月20日に、その時点でさかのぼって納付することができる最大限の期間の保険料を過年度納付し、現年度納付を再開したものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から同年12月まで

私は、昭和40年7月に地方からA県の叔父のところに出て来て、仕事を手伝うようになった。その時から国民年金に加入し、保険料を集金人に支払っていた。43年10月に結婚し、夫が引っ越して来て叔父の仕事を手伝い始めてからは、夫の保険料も併せて、私が一緒に夫婦二人分を支払ってきたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に国民年金に加入して以来、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、記録が確認できる昭和43年度及び昭和47年4月以降の保険料はすべて現年度で納付されていることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は、現年度納付されており、申立人もその前後を通じて住所や収入など保険料納付に係る状況に特段の変化は無かったと陳述している。

さらに、申立期間当時のB市における保険料徴収方法は、集金人による印紙検認方式であり、集金人に納付していたとの申立内容と符合する上、年度途中に未納があれば、次回納付時に申立人及び集金人が年金手帳を見て気が付くと考えるのが自然である。

加えて、申立人は夫の加入手続をし、保険料納付を行っていたと陳述しており、その夫の記録をみると、昭和43年10月に申立人と結婚して以来未納が無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和47年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所の担当者から付加年金を勧められたので、付加保険料も併せて納付することにした。当時の保険料は1か月500円ぐらいで、付加保険料はそれより安かったと思う。加入して間もない時期での未納とされていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、前後の期間は付加保険料を含めて納付済みであり、かつ、申立人は、その前後の期間を通じて、住所変更や生活状況等に特段の変化は無かったと陳述している。

さらに、申立人の記憶する保険料額及び付加保険料額は、当時の金額とおおむね一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの期間、49年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和49年10月から同年12月まで

私の妻が夫婦二人分の国民年金加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたので、私自身は保険料の納付に関与していないが、妻は夫婦二人分の保険料をすべて納付しているはずであり、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の納付状況をみると、申立人の保険料は、申立期間①から③までを除き、すべて納付されている上、申立人の妻の国民年金加入期間の保険料もすべて納付済みとなっており、申立期間①から③までの保険料を納付したとする申立人の妻の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①は6か月、申立期間②及び③はそれぞれ3か月といずれも短期間である上、それぞれの申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、申立人は、仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、納付意識の高い申立人の妻が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②及び③については、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻の同一期間の保険料は納付済みである。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで
私が結婚する昭和48年5月まで、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、結婚してA市に転居した際に、私自身が市役所で国民年金の住所変更手続を行うとともに、同年6月分の保険料を納付した。
その後、私自身が自宅に郵送されて来る納付書により市役所又は銀行で保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みである上、昭和52年1月から平成15年2月までの期間及び同年4月から19年3月までの期間の保険料は、付加保険料も納付済みであり、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間直前の昭和48年6月及び申立期間直後の同年10月から49年9月までの期間について、A市の納付書方式の領収書を保有しており、申立人の陳述と符合している。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じ、申立人は、その夫の仕事など生活状況に変化は無かったとしていることから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社における資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月については17万円、同年8月及び9月については19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで

私は、昭和51年10月21日にA社へ入社し、54年10月に関連会社であるB社へ移籍したが、その間に空白期間は無く、業務も何ら変化無く行われていたのに、厚生年金保険の記録に4か月間の空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間も従前と業務内容に変化は無く、通常どおりに勤務していたと陳述しており、さらに、申立期間に係る昭和54年7月分から同年10月分までの給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

他方、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、被保険者資格の喪失届は、当該事実発生から5日以内に行うことになっているところ、申立人及び同僚111名のA社における資格喪失日は昭和54年6月30日であるにもかかわらず、当該資格喪失の処理は同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日である同年11月26日より後の同年11月27日(申立人の喪失の処理日)及び同年12月27日付けで行われていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 54 年 8 月に標準報酬月額の随時改定の記録があるが、資格喪失の届出が行われた同年 11 月 27 日付けで当該随時改定の記録も取り消されており、上記同僚 111 名についても、同年 10 月の定時決定の記録若しくは随時改定の記録が同日及び同年 12 月 27 日付けで取り消されていることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、昭和 54 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 10 月 16 日であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月及び 7 月の標準報酬月額については、同年 5 月の資格喪失時の記録から 17 万円、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿において、さかのぼって取り消された同年 8 月の随時改定時の記録から、19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和48年2月1日）及び資格取得日（同年4月9日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和21年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和48年2月1日から同年4月9日まで

私は、昭和45年8月6日にA社に入社し、B支社で2か月間の研修を受けた後に同社C営業所に配属となり、58年2月20日まで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では48年2月1日から同年4月9日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について給与から厚生年金保険料を控除されていたので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、雇用保険の被保険者記録及び同社の元事業主の陳述により、申立人が昭和45年8月6日から58年2月20日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、同社C営業所に勤務していた二人の同僚は、同社での厚生年金保険加入記録に欠落はみられず、申立人は申立期間において勤務しており、業務内容や職種に変化は無かったと陳述している。さらに、同社の元事業主は、在職している者については給与から厚生年金保険料を源泉控除していたと陳述している。

以上の事情により、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社の被保険者名簿の昭和48

年1月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と陳述しているが、事業主からの届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所が誤って資格喪失日を昭和48年2月1日、資格取得日を同年4月9日と処理したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり資格の喪失及び資格の取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は昭和36年10月ごろから妻と同居を始め、37年3月に結婚式を挙げるまでの間に、既に国民年金に加入していた妻が、当時未加入であった私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれ、その時点で未納となっていた保険料を一括して納付したと聞いている。その後は、妻が自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

申立期間について妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と同居を始めた昭和36年10月ごろから結婚式を挙げた37年3月までの間に、妻が国民年金加入手続を行ってくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の払出日の記録から41年ごろに払い出されたことが推定でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、38年12月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することができない。

また、申立人は、妻が区役所で申立人の国民年金加入手続を行った際に、未納保険料を一括納付し、その後は妻が集金人に保険料を納付していたと申し立てているが、昭和41年ごろに払い出された手帳記号番号によっては、申立期間のうち、39年1月以降の保険料は過年度保険料となるため、区役所又は集金人に支払ったとする申立内容と符合しない。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名検索を行ったが、申立人についてほかの手帳記号番号が払い出された形跡や事情は見当たらなかった。

さらに、A区役所の国民年金被保険者名簿をみると、同名簿においても申立

期間の保険料が未納となっている記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から62年6月まで

私は昭和48年7月に会社を退職した後、自営業を営んでいたが、将来に不安を感じたので国民年金に加入することにした。加入時期についてはよく覚えていないが、妻が加入手続をしてくれ、加入後は、妻が私の国民年金保険料を自身の分と一緒に夫婦二人分を納付してくれていた。

申立期間の保険料については、当時の確定申告書の控えにより、社会保険料控除の欄に国民年金保険料分が計上されていることから少なくとも当該期間の保険料は納付されているはずであるが、社会保険事務所の記録では未納とされており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は国民年金加入手続後に妻が自身の分と一緒に夫婦二人分を納付していたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和63年9月12日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、60年12月以前の保険料については時効により納付することができない。また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は妻が行っていたとしており、自身は直接関与しておらず、その妻も、申立人の国民年金加入手続は会社を退職後すぐには行わなかったと陳述しており、加入手続の時期及び保険料納付の開始時期についての記憶はあいまいである。このほか、申立人及びその妻から申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録により、申立期間直後の昭和 62 年 7 月から 63 年 7 月までの保険料は過年度納付により納付されており、このうち同年 4 月から同年 7 月までの保険料は、平成 2 年 5 月から同年 8 月までの間に 1 月分ずつ毎月納付されていることが確認できることから、申立人は、この期間の保険料について、さかのぼって納付することができる月までの保険料を毎月納付していたことがうかがわれる。

なお、申立人から提出された確定申告書控えを見ると、申立期間の各年の社会保険料控除額（国民年金分）がいずれも一人分となっているところ、申立人の妻の専従者給与額は 90 万円以下で非課税の範囲内であるため、確定申告書控えに記載されている保険料額はこの期間の保険料を完納している妻の保険料に係るものであると考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2427

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から48年12月まで

私は、申立期間当時勤務していたA社があったB組織の会議室で国民年金の加入手続を行った上、20歳から未納にしていた保険料を納付した。私は、20歳の時は既に働いており、昭和45年8月までは厚生年金保険に加入していたが、担当者から重複した期間分は上乘せして年金を受給できると聞いた。

納付した時期や金額は忘れてしまったが、当時20歳から未納だった国民年金保険料を一括で納付したと思っているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った際、20歳からの未納保険料をさかのぼって一括納付したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号が昭和51年6月10日に払い出されていることが確認できることから、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料は特例納付によってしか納付できないが、この時期は特例納付が可能な時期では無く、申立内容と符合しない。

また、申立人は申立期間の保険料をB組織の会議室で一括納付したと申し立てているが、特例納付は社会保険事務所又は金融機関において納付書により納付することとされており、申立内容は収納制度と符合しない。

さらに、申立人の特殊台帳により、申立人は手帳記号番号が払い出された半年後の昭和51年12月に、時効が到来していなかった49年1月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は過年度納付が可能な期間の保険料を一括納付したとみるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年3月まで

私の昭和37年3月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、37年3月ごろ、母親が私の国民年金加入手続をA区役所で行い、私が40年5月に実家からB区に転居するまでの期間の私の保険料を納付してくれたはずである。

私の母親は、私の姉と弟の20歳からの保険料も納付していたはずであり、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月ごろ、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和40年5月10日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の一部は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の姉は昭和61年4月1日に国民年金の第3号被保険者資格を取得するまで国民年金に加入していないことが申立人の姉の陳述及び社会保険庁の記録により確認できるとともに、申立人の弟の保険料については、42年2月から50年3月まで未納であることが社会保険庁の記録により確認で

き、申立人の姉及び弟の20歳到達時からの保険料を母親が納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

加えて、手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、昭和38年7月ごろ、自宅に来た市職員から、国民年金に加入するように妻が勧められ、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を妻が行い、3か月ごとに自宅に集金に来てくれる市職員に私たち夫婦二人分の国民年金保険料を妻が現金で納付していたと、妻から聞いている。

私と妻の所持している国民年金手帳の昭和38年度検認記録欄には検認印が無いが、印紙検認台紙は割印されて切り取られている。昭和36年度及び37年度についてはこの割印が無く、38年度に割印が有るのは、保険料を納付していたからだと思う。

保険料は、昭和38年4月分から納付を始めたはずなのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。申立期間は、保険料を必ず納付しているので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に集金に来るA市の職員に、昭和38年4月からの夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の妻が納付していたと、その妻から聞いている、また、申立期間の保険料を納付していたからこそ、自身及びその妻が所持する国民年金手帳の昭和38年度印紙検認記録欄には検認印が無いものの割印された上で印紙検認台紙が切り取られていると申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳を用いて印紙検認による保険料収納が行われていた当時、市町村は制度上、保険料が納付された場合、国民年金手帳の印紙検認台紙(右項)の該当の納付月欄に国民年金印紙を貼付し、この印紙を検認印により消し込み、さらに同手帳の検認記録欄(左項)の当該納付月欄に検認印を押すとともに、検認台紙は年度経過後、保険料の納付が無くても割印の上、切り取り回収する取扱いを行うこととされており、申立期間の保険料を収納したとされるA市においても、申立期間当時、国民年金保険料の収納に当たって

上述の取扱いを行っていたとしている。

また、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳の昭和 38 年度の印紙検認記録欄と印紙検認台帳との割印の日付は、昭和 39 年 5 月 17 日と記されているところ、市町村では通常、現年度保険料のみを収納しており、A 市でも、当年度の保険料収納に係る印紙検認は、同年 4 月末以降には行っていなかったとしている。

さらに、申立人に係る特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者台帳に申立期間の保険料が過年度納付された事蹟^{じせき}は無かった。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、ほかに申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、昭和38年7月ごろ、自宅に来た市職員から、国民年金に加入するように勧められ、私が私と夫の国民年金の加入手続を一緒に行い、私が3か月ごとに自宅に集金に来てくれる市職員に私と夫の夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付していた。

私と夫の所持している国民年金手帳の昭和38年度印紙検認記録欄には検認印が無いが、印紙検認台紙は割印されて切り取られている。36年度及び37年度についてはこの割印が無く、38年度に割印が有るのは、保険料を納付していたからだと思う。

保険料は、昭和38年4月分から納付を始めたはずなのに、申立期間が未納とされているのは納付できない。申立期間は、保険料を必ず納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に集金に来るA市の職員に、昭和38年4月からの夫婦二人分の国民年金保険料を自身が納付していた、また、申立期間の保険料を納付していたからこそ、自身及びその夫が所持する国民年金手帳の昭和38年度印紙検認記録欄には検認印が無いものの、割印された上で印紙検認台紙が切り取られていると申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳を用いて印紙検認による保険料収納が行われていた当時、市町村は制度上、保険料が納付された場合、国民年金手帳の印紙検認台紙(右項)の該当の納付月欄に国民年金印紙を貼付し、この印紙を検認印により消し込み、さらに同手帳の検認記録欄(左項)の当該納付月欄に検認印を押すとともに、検認台紙は、年度経過後は保険料の納付が無くても割印の上、切り取り回収する取扱いを行うこととされており、申立期間の保険料を収納したとされるA市においても、申立期間当時、保険料の収納に当たって上述の取

扱いを行っていたとしている。

また、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の昭和 38 年度の印紙検認記録欄と印紙検認台帳との割印の日付は、昭和 39 年 5 月 17 日と記されているところ、市町村では通常、現年度保険料のみを収納しており、A 市でも、当年度の保険料収納に係る印紙検認は、同年 4 月末以降には行っていなかったとしている。

さらに、申立人に係る特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者台帳に申立期間の保険料が過年度納付された事蹟^{じせき}は無かった。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの期間及び同年11月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和37年11月から41年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、当時勤めていたA市のB店に来た役所の人に勧誘されて国民年金に加入し、その後2か月ないし3か月に一度職場のB店に来る集金人に、月額100円の国民年金保険料を3か月分ぐらいまとめて支払っていた。

ただし、そのB店が建て替えにより営業できなくなった昭和37年6月から同年10月までの間は、ほかのC店において働くことになり、そのC店オーナーが経営していた会社で厚生年金保険を掛けてくれた。

それなのに、上記の厚生年金保険を除く、昭和36年4月から37年5月までの期間(申立期間①)及び同年11月から41年3月まで(申立期間②)の期間(申立期間②)の保険料が未納と記録されているのは、納得がいかない。申立期間①及び②はいずれも保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ国民年金に加入し、その後は勤務していたA市のB店において、2か月ないし3か月に1度まとめて集金人に国民年金保険料約300円を納付していたと申し立てている。

ところで、国民年金の被保険者は、制度上、国民年金手帳記号番号の払い出し後でなければ保険料を現年度納付することができないところ、申立人の国民年金手帳記号番号(基礎年金番号に統合前のもの)は、昭和41年8月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

しかし、この手帳記号番号では、制度上、申立期間②の一部の期間については保険料を現年度納付することができず、また、申立期間①のすべての期間及び申立期間②の残りの期間については、既に保険料を納付することもできない。

そこで、申立人に対して上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び各申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、毎月職場に来る集金人に対して2か月ないし3か月分の保険料をまとめて納付していたと陳述しているところ、申立期間①と②の間に挟まれた厚生年金保険と各申立期間に係る国民年金との切替えに伴う被保険者資格の取得及び喪失の手続や、申立期間②の途中における転居に伴う国民年金の住所変更手続に関する申立人の記憶は、あいまいである。

このほかに、申立期間①及び②に係る保険料が納付されていたことを示す資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、これらの期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年12月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から46年12月まで
私は、昭和39年4月に厚生年金保険のある会社を退職した後、A市役所で夫婦共に国民健康保険と一緒に国民年金にも加入した。
保険料は妻が集金人に夫婦二人分を納めていたが、加入後しばらくして、集金人から付加年金にも入った方が将来多く年金がもらえるからと勧められ付加保険料も納めるようになった。
B市に引っ越してからは、家のローンなどもあり保険料を納めていなかったのは承知しているが、A市で納めたはずの国民年金保険料と付加保険料がすべて未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月に厚生年金保険適用事業所を退社後、夫婦共に国民年金に加入し、その後時期は不明であるが付加年金にも加入し、46年12月まで国民年金保険料及び付加保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和51年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、払出日からすると、申立期間については、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとすると、妻にあっても申立期間は未納となっている。

さらに、国民年金及び付加年金への加入手続を行ったとする申立人の記憶は曖昧であり、また、集金人に保険料を納付していたとする妻は、付加保険料額について、夫婦二人分で500円未満であったと陳述しているところ、付加年金制度が実施された昭和45年10月から46年12月までの付加保険料額は夫婦二人分で700円であり、陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行うとともに、氏名の別読検索等を行ったが、その存在

をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料及び付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年12月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年12月まで

私は、昭和39年4月に夫が厚生年金保険のある会社を退職した後、A市役所で夫婦共に国民健康保険と一緒に国民年金にも加入した。

保険料は私が集金人に夫婦二人分を納めていたが、加入後しばらくして、集金人から付加年金にも入った方が将来多く年金がもらえるからと勧められ付加保険料も納めるようになった。

B市に引っ越してからは、家のローンなどもあり保険料を納めていなかったのは承知しているが、A市で納めたはずの国民年金保険料と付加保険料がすべて未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月に夫が厚生年金保険適用事業所を退社後、夫婦共に国民年金に加入し、その後時期は不明であるが付加年金にも加入し、46年12月まで国民年金保険料及び付加保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和51年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、払出日からすると、申立期間については、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとすると、夫にあっても申立期間は未納となっている。

さらに、国民年金及び付加年金への加入手続を行ったとする夫の記憶は曖昧であり、また、集金人に保険料を納付していたとする申立人は、付加保険料額について、夫婦二人分で500円未満であったと陳述しているところ、付加年金制度が実施された昭和45年10月から46年12月までの付加保険料額は二人分で700円であり、陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行うとともに、氏名の別読検索等を行ったが、その存在

をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料及び付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2434

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から57年3月まで

A市に住んでいたころ、昭和50年度に免除申請の手続きをしてから52年度まで自動的に免除になっていたため、B市に転居した後の53年度も引き続き免除になっていると思っていた。

昭和54年度からは生活が安定したため、C市役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。

昭和57年4月ごろC市役所の年金課で、53年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かり、市の職員に未納期間分についての納付方法を教えてもらった。

昭和53年度及び54年度の保険料は既に支払うことはできないと言われたため、55年度及び56年度の保険料をさかのぼって支払うことにした。一括で支払うとまとまった金額になるため、過年度保険料として2か月分と当月分の保険料を昭和57年4月から毎月C市役所の窓口で支払い始めた。

さかのぼって納付した記憶があるため、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年度についてみると、申立人は、50年度に免除申請の手続きを行うことにより、同年度から52年度までの3年間が継続して免除期間として取り扱われていたことから、53年度についても引き続き同様の取扱いがなされると思われ、何ら免除申請の手続きは行わなかったと陳述している。また、この期間について、54年度に催告がなされていることが特殊台帳より確認できるが、申立人は催告を受けた記憶も無いとしていることから、53年度については免除期間としての取扱いはなされず、保険料も納付されなかったものとみるのが相当である。

次に、昭和54年度から56年度までの期間について、申立人は、C市で保険料を現年度納付していたと陳述しているところ、申立人がC市において国民年金の変更手続を行ったのは昭和57年9月27日であることが申立人の所持する

年金手帳から確認でき、この場合、この期間の保険料をC市において現年度納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、昭和 57 年 4 月ごろにC市において、この期間の保険料が未納であることを知らされ、さかのぼって納付することが可能な昭和 55 年度及び 56 年度の保険料については、毎月の現年度保険料の納付に併せて、過年度保険料として2か月分ずつC市で納付したと陳述しているところ、C市では過年度保険料の収納事務は行っていなかった上、その納付に際して社会保険庁の納付書は発行されていなかったとするなど、申立人の陳述の不自然さは否めない。

さらに、過年度保険料の納付に際しては、社会保険事務所の納付書によることとなり、申立人の納付書によることなく保険料を納付したとする陳述は不自然である上、その納付金額は現年度保険料と合わせて1万 2,760 円から1万 4,220 円までの額となり、2万円程度であったとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月から平成2年3月まで
昭和59年に、父又は母がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。
保険料は母が毎月、A市のB郵便局で納付書により納付していたが、平成9年4月28日にC市役所より未納期間があるとの連絡を受け、同日に未納となっているすべての保険料を納付した。
私も郵便局での支払いと一緒にいったこともあり、保険料を支払う母の姿も見ていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年6月以降、国民年金保険料は母が市内の郵便局で納付書により納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の払出日から、申立人の手帳記号番号の払出日は平成2年9月8日から3年3月1日までの間と推察されることから、この手帳記号番号では申立期間のうち、少なくとも昭和59年6月から63年6月までの期間の保険料については、制度上納付することができない。

また、申立人はC市役所から保険料の未納の連絡があり全額納付したとして、C市に居住していた時期からすると、申立期間の保険料は制度上納付できない期間となるため、市役所及び社会保険事務所を問わず未納の通知を行うことは無いと考えられ、また、申立人はC市役所からの平成8年2月及び同年3月の保険料に係る納付催告書を所持している。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の母は、申立人の国民年金への加入手続時の状況、納付金額等に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、これまでに保有していた年金手帳は、現在所持している平成2年9月8日以降に払い出された手帳記号番号による年金手帳のみであるとしている。

加えて、ほかの手帳記号番号が払い出されていないかを調査するため、氏名別読検索及び昭和59年4月から62年7月31日までの期間について、手帳記号番号払出簿の縦覧点検を実施したが、ほかの手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から44年12月まで
昭和37年7月ごろ、公園で子供たちを遊ばせながらの主婦の井戸端会議で、「サラリーマンの奥さんも国民年金に加入しておいた方がよい。」という話を聞き国民年金に加入しました。

保険料の納付は、自宅集金で始まり、その後はA銀行B支店又はC市役所で支払っており、金額は最初100円でその後300円ぐらいになりました。支払いの都度、水色がかかった切手ぐらいの大きさのシールを、年金手帳に貼っていました。この記憶は鮮明です。

昭和47年ごろ、D市役所で転居の手続をした時に、年金手帳を持参し、引き続き支払おうとしましたが、役所の担当者から「今は全部コンピューターに入っているので、もう手帳はいりません。」と言われ、その後、証拠となる年金手帳を破棄してしまいました。

私は平成13年から、自分の「消えた年金」について訴え続けており、保険料を支払っていたことは間違いないので、未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入記録をみると、昭和47年9月25日に払い出された国民年金手帳記号番号により、同年9月26日に任意加入者として国民年金の資格を取得していることが確認できるが、任意加入者は加入手続をした日からさかのぼって国民年金の被保険者となれないため、申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号では、制度上申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和47年ごろD市役所で行った国民年金に係る転居手続の際に年金手帳を持参した旨申し立てているが、この場合、手帳記号番号は引き継がれるため、新たな手帳記号番号が払い出されることは無いと考えられる

が、同年9月25日に同じD市において、申立人に係る手帳記号番号が払い出されている。

さらに、申立人は加入手続時及びD市に転居後の昭和47年9月以降の国民年金をめぐる記憶が曖昧である。

加えて、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、旧姓を含む氏名別読検索、及び昭和36年4月から44年12月までのC市における手帳記号番号払出簿の縦覧点検を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年1月まで

私は、高校を卒業してから家業を手伝っておりました。20歳のころは国民年金について聞き知っていたが、必ず納めないといけないという認識は薄かった。一度就職して退職した後も国民年金については特に意識していなかった。国民年金を掛けておかないといけないと考えるようになったのは、父が亡くなってからであり、それまでは父がすべて管理しており、本人の知らない間に父が国民年金の支払いをしてきていました。また、結婚後の妻の分も国民年金の加入手続や、支払いをしてきていたが、当時はそのことも知らなかった。母の同時期の保険料は納付済みになっており、ここまでしっかりした父の性格から考えても自分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月に父親が国民年金の加入手続を行い、同年7月から58年12月までの国民年金加入期間の保険料も父が納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の納付記録をみると昭和44年7月から45年6月までの国民年金保険料を現年度納付し、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した46年2月の前月までは未納の記録になっている。

また、申立人が所持する国民年金手帳をみると、申立期間の印紙検認記録欄に検認印が無く、右側の印紙検認台紙は切り離されずに残っていることが分かる。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳をみると、昭和46年度から48年度まで未納の記録であったものが、未加入の記録に訂正されていることが確認でき、

申立人が厚生年金保険に加入した昭和 46 年 2 月ごろに国民年金被保険者資格の喪失手続きを行っていなかったことが推定できる。

加えて、申立人が所持する申立人の父が記帳していた当時の家計簿には、申立期間の保険料納付を示す記述が見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年12月まで

私は、昭和55年ごろに、友人から特例納付の制度を教えてもらった。

そこで、早速、自分でA区役所の年金課窓口に行き、過去の未納分を特例納付する場合の保険料を問い合わせたところ、100万円弱の金額を言われ、後日、37年4月から50年4月まで(157か月分)の保険料として同課窓口で一括納付した。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに友人から特例納付の制度を教えられ、A区役所の年金課窓口で、37年4月から50年4月までの保険料として、100万円弱の保険料を特例納付したと申し立てている。

そこで、社会保険庁の納付記録をみると、第3回特例納付実施期間中に特例納付していることが確認できるものの、その納付月数は、昭和44年1月から50年4月まで(76か月分)であり、申立人の主張する納付月数(157か月)と相違している。

また、申立人の主張する月数分を特例納付した場合の保険料額は62万8,000円となり、申立人の陳述と符合しない。

さらに、特例納付した時点において、A区では、申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料納付記録及び41年4月から43年3月の申請免除記録は把握していなかったと考えられることから、同区担当者が、申立人に対して、60歳到達まで保険料を完納した場合に国民年金受給資格を満たすために必要な25年の加入期間を得るため、35歳時点の44年1月にさかのぼっての特例納付を勧奨したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、第3回特例納付実施期間において、ほかに申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料が無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 9 月から平成元年 3 月までの期間及び 2 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで
③ 平成 2 年 3 月

私は、昭和 47 年 11 月に会社を退職してすぐ、退職時に会社で言われたとおり A 市役所で国民年金加入手続をした。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、納付書により、私が数か月ごとに、妻の保険料と一緒に夫婦二人分を A 市役所の年金担当窓口で支払った。申立期間①の保険料の一部については、市の督促により数か月分を同窓口で一括納付したことがある。

保険料を納付したことをうかがわせる家計簿、日記、メモ、税務資料などは無いが、申立期間①、②及び③について、私は保険料を納付した記憶があるし、また、特に妻が納付済みの期間に私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の夫婦二人分の国民年金保険料を A 市役所の年金担当窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の妻の納付記録をみると、必ずしも同一日に保険料を納付していないことが確認でき、常に夫婦一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間①と近接する昭和 59 年 12 月及び申立期間③と近接する平成 2 年 10 月から 3 年 8 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、常に現年度納付してきたとする陳述とも符合しない。

さらに、申立期間①、②及び③の当時、A市では保険料収納業務の電算化及び外部委託を実施しており、5年間で20か月も事務的過誤が生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から62年3月までの期間、同年12月から63年3月までの期間、同年6月から平成元年3月までの期間、及び2年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から62年3月まで
② 昭和62年12月から63年3月まで
③ 昭和63年6月から平成元年3月まで
④ 平成2年1月から同年3月まで

私は、昭和49年6月に、A市役所で婚姻届を提出した時、市職員の勧めで国民年金加入手続をした。手続は夫が行った。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、納付書により、私の夫が数か月ごとに、夫の保険料と一緒に夫婦二人分をA市役所の年金担当窓口で支払った。申立期間①の保険料の一部については、市の督促により数か月分を同窓口で一括納付したことがある。

保険料を納付したことをうかがわせる家計簿、日記、メモ及び税務資料などは無いが、申立期間①、②、③及び④について、私は保険料を納付した記憶があるし、また、特に夫が納付済みの期間に私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間①、②、③及び④の夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所の年金担当窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の夫の納付記録をみると、必ずしも同一日に保険料を納付していないことが確認でき、常に夫婦一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間①と近接する昭和59年10月から同年12月までの期間、申立期間②と近接する62年9月から同年11月までの期間及び申立期間④と近接する平成2年9月から3年8月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、常に現年度納付してきたとする陳述とも符合しない。

さらに、申立期間①、②、③及び④の当時、A市では保険料収納業務の電算化及び外部委託を実施しており、5年間で20か月も事務的過誤が生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年11月

私は、昭和36年10月ごろ、当時、A市で勤めていた会社を辞めて実家のあるB県C市に戻り、同年11月ごろからD業を始めた。

実家の母は、大変しっかりした人で国民年金発足当初から、両親及び当時20歳になっていた兄姉の国民年金保険料を支払い、昭和37年4月ごろからは、私の保険料も家族の分と一緒に支払っていた。近所のE会の人が集金に来ていたが、狭い地域で全員顔見知りだったので、加入、納付が無かったらすぐ分かったはずである。

昭和39年に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を実家と同じ集金人に支払っていた。集金時には、年金手帳ではなく台紙に割印を押してもらっていた。

申立期間と同じ期間、両親及び兄の記録は納付済みになっており、結婚後の申立期間、妻の記録も納付済みになっている。私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市内にある会社を退職し、実家のあるB県C市に転居した昭和36年11月からしばらく経った37年4月ごろに、実家の母親が同市で国民年金の加入手続を行い、同年4月からほかの同居家族と一緒に保険料納付し、結婚した39年6月以降は申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和43年12月3日にA市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、実家のあるB県C市で国民年金加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

このため、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには別

の手帳記号番号が必要となるが、そのためには母親が申立人の国民年金加入手続を行った時期を特定することが必要となる。申立人は、国民年金制度発足当時、A市に居住していたが、住民票を同市に置いていたかを確定することができず、当時の記憶も曖昧^{あいまい}であることから、申立人が国民年金に加入した可能性のある時期は二つあることになる。

まず、申立人が実家のあるB県C市に住民票を置いたままA市で居住していたと考えると、申立人の母親は、国民年金制度発足前の昭和36年1月に、自身と同居親族（申立人の父、兄及び姉）の国民年金の加入手続を行っていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立人のみ加入させなかったと考えることは不自然であるが、当時申立人は申立人の祖母と養子縁組を行い別世帯と扱われており、また、同年1月に申立人または申立人の母親がB県C市で国民年金に加入したことを示す資料が無く、加入をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

次に、申立人がA市に住民票を置いていた場合、会社を退職してB県C市に住民票を移した際に併せて国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然であるが、申立人が同市に住民票を移した昭和37年11月ごろにB県C市で国民年金に加入したことを示す資料が無く、加入をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、各種の指名検索を行っても申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から57年3月まで

昭和44年ごろ、私の将来を心配していた母が実家に来ていた市役所の人を通じて国民年金の加入手続をし、以後、毎月のように集金人が実家に来て、私が保険料を納めるようになった57年ごろまで母が保険料を納めてくれていた。

国民年金手帳は、加入手続時に交付された肌色の手帳とその後交付されたオレンジ色の手帳の2冊あったと記憶しているが、肌色の手帳は処分してしまった。

加入当初の保険料は400円から500円ぐらいだったと母から聞いたことがあり、肌色の手帳をみると、最初の見開きの左ページには検認印、右ページにはシールのようなものが貼^はってあり、次の見開きからは左右両ページに検認印が押し^はてあったと思う。

昭和57年ごろから夫の収入が安定してきたので、母に引き続き保険料を納めていくようにと言われ、以後、自分で保険料を納付するようになった。

自分で保険料を納付するようになった時に、母に20歳の時からずっと納付してあげていると言われたが、同年3月まで未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続をし、母親が同年9月から57年3月までの保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号の払い出しを受けた被保険者の加入記録から、昭和57年9月ごろであることが推定でき、申立内容と符合しない。

また、その払出時点において、申立期間のうち、昭和44年9月から55年6月までの期間の保険料は制度上納付することができず、同年7月から57年3

月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は母親が過去の保険料をさかのぼってまとめて納付したと聞いた記憶も、自ら納付した記憶も無いと陳述している。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金に加入した形跡が無く、既に亡くなっているため申立期間当時の納付状況を確認できなかった。

加えて、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳の交付時期は、手帳記号番号の払出時期から昭和 57 年と推定でき、申立人が保険料を納付するようになったという時期と同一であることからすれば、申立人が母親から引き継いで保険料を納付するようになった時に同手帳を母親から渡されたという申立人の陳述は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が必要であるが、当時の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したほか、各種氏名検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、また、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年9月まで

昭和45年5月*日に婚姻届を提出した日に、夫婦二人の国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は区役所の窓口で、私が自身と夫の分を一緒に納めていたのに、夫の納付記録だけがあって私の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月の婚姻届出と同時に夫と共に国民年金に加入したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和60年9月6日に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間の国民年金保険料は、制度上納付することはできない。

また、社会保険庁の記録をみると、申立人の夫は昭和45年5月20日に国民年金任意加入被保険者として、資格を取得していることが確認できるとともに、夫の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、同年6月30日に別の手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳番号払出簿から確認できることから、同年5月から同年7月まで厚生年金保険被保険者期間であった申立人が、夫と同時に国民年金被保険者資格を取得していないことがうかがえる。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和45年8月に、国民年金加入手続を行ったとすれば、夫の国民年金加入資格は、任意加入から強制加入への種別変更手続が行われるべきところ、種別変更されないまま48年11月に就職することによって、国民年金被保険者資格を喪失していることから、申立人が45年8月の退職時に自身の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、年金手帳記号番号約2万5,000件を調査するとともに、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月まで

昭和 43 年 7 月ごろ、夫の退職に伴い、私が A 市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、同年 8 月及び同年 9 月の夫婦二人分の国民年金保険料を市役所内の金融機関で現金納付した。また、同年 10 月から 44 年 3 月までの夫婦二人分の保険料については、自宅に来た集金人に私が納付した。その当時の保険料は月額 200 円前後であったと思う。

申立期間については、保険料を納めているはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続時に、昭和 43 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を市役所内の金融機関で納付したとしているところ、当時、同市は印紙検認方式であり、申立人の陳述は符合しない。

また、申立人は、昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの夫婦二人分の保険料については、自宅に来た集金人に自身が納付したとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和 43 年度の印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、申立人の陳述は符合しない。

さらに、申立期間については、申立人が自身の分と併せて夫婦二人分を納付していたとする夫の保険料も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
手帳記号番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から41年3月まで

私の独身時代の国民年金加入手続及び保険料納付は父親がすべて行っていたと思う。しかし、これの手続の時期、場所、納付方法及び納付金額については、父親から直接聞いておらず、その父親は既に死去しているので、その詳細は分からない。

結婚時に父親から年金手帳を渡されたと思うが、昭和43年1月以降は自分がA市役所に出向き、国民年金の任意加入手続と保険料納付を行った。

父親から渡されたと思う年金手帳以外の手帳についての覚えは無く、この渡された手帳には、昭和37年度から40年度までの各年度12か月分の領収印を押した領収書が4枚貼られていたが、B市在住時に領収書だけが無くなってしまった。

ところが、この領収書があった昭和37年2月から41年3月までの期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚まで国民年金加入手続及び保険料納付に全く関与していなかったと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年4月ごろに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号払出日においては、申立期間の保険料は現年度納付することができない上、その一部の期間の保険料は制度上過年度納付することもできない。

また、申立期間の保険料を現年度納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容確認及び複数の氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が所持している年金手帳をみると、これの印紙検認欄は昭和42年度から始まり、以降の各年度の検認記録欄の年度数字は予め印字されたものであることから、この年金手帳は同年度以降に配布されるものであると推定できるところ、申立人の手帳には同年度の「42」という数字を「41」と手書きで修正した上で、41年度1年間分の保険料を昭和42年4月30日に納付したことを示す検認印が押されている。このことから、申立人は早くとも同年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、同じ時期に昭和41年度の保険料を納付したと考えるのが相当である。

加えて、申立内容にある領収書については、昭和41年及び42年当時の申立人の住所地であったC市では、当時そのような領収書を使用して保険料収納を行っていたかは不明であるとしている上、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の父は既に死亡しており、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料も無いことから、申立人の保険料納付をめぐる詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から同年5月まで
昭和60年1月末で、勤務していた会社を退職して、申立期間はアルバイトをしながら次の仕事への勉強期間に充てていた。

年金の保険料納付を継続しないことによる不利益は会社の在職時に聞かされていたので、将来のことも考えて退職後の2月上旬にA市役所で国民年金の加入手続をして、毎月納付書により銀行で国民年金保険料を納付した。

会社在职中の俸給は十分なものだったので、退職後3か月ないし4か月は不自由無く暮らせるお金はあったし、継続して納付することで老後には公平に給付されるものだとして信じて納付してきたのに、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年1月末の退職後に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月納付書により銀行で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年11月ごろにB市で払い出されていることが社会保険庁の記録により確認でき、この手帳記号番号では制度上申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が必要となるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳は平成16年以降にC市において再発行されたもので、これ以前の手帳はD社在職中に交付されたもの1冊であり、その手帳で国民年金の手続を行ったと陳述しているところ、この手帳

の発行時の記号番号は厚生年金保険の番号であったと考えられる。仮に申立人が昭和 60 年 2 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行った場合、この当時に所持していた年金手帳に既に記されている厚生年金保険の記号番号に加えて、初めての国民年金手帳記号番号が記入されることになり、平成 4 年 11 月の厚生年金保険から国民年金への切替手続時において、昭和 60 年 2 月時点に払い出されたとする手帳記号番号が使用され、この時点において新たな手帳記号番号の払出しは行われなかったものと考えられる。

加えて、申立人の、申立期間についての保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から40年7月まで
② 昭和40年8月から42年4月まで

昭和36年6月に会社を退職したころ、新しい年金制度ができたという話題になっており、将来のことを考えてすぐに国民年金に加入したと思う。

加入手続の場所や年金手帳が交付されたときの状況についての記憶は無いが、国民年金保険料は、A市役所から3か月ごとに来る女性の集金人に納付し、年金手帳にスタンプを押してもらっていたと記憶している。

昭和37年ごろに、国民年金に加入していなかった義父母が加入するため、市役所の男性の人に説明に来てもらい、私もその説明に義父母の家で同席し、その時、義母が私に「Bは既に任意年金に加入しているから、私のように何年分もの保険料をさかのぼって支払う必要も無く良かったね。」とうらやましそうに言ったことが、今も鮮明に記憶に残っているので、その時には既に保険料を納付していたはずである（申立期間①）。

昭和40年8月、C市に転居した当時は幼児二人の育児に追われていたもので、国民年金の手続が遅れて未納期間が生じていたかもしれないが、1年9か月もの期間が未納とは考えられないので調べてほしい。C市への国民年金の手続を含めた転居手続は、義父が行ってくれたかもしれないが、保険料は、A市と同様に市役所から3か月ごとに来た女性の集金に納付し、年金手帳にスタンプを押してもらっていたと記憶している（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月会社を退職してすぐのころに国民年金に加入し国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は42年6月に払い出され、国民年金の任意被保険者資格を同年5月12日に取得

していることが社会保険事務所の記録により確認でき、申立期間①及び②は、国民年金未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は昭和 37 年ごろに、国民年金に加入していなかった義父母が加入するため、市役所の男性の人に説明に来てもらい、その説明に同席したとしているところ、申立人の義父母は 36 年 4 月の制度発足時から国民年金に加入していることが、社会保険庁の記録により確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、保険料の納付について、申立期間①及び②のいずれの期間においても、3 か月ごとに女性の集金人に納付したとしているところ、申立期間①当時に申立人が住んでいた A 市では、集金人制度は昭和 38 年 8 月から実施し始めたとしているほか、申立期間②については、申立人は申立期間後のほとんどの期間の保険料を前納により納付しており、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号の払出しの有無について、申立期間①及び②に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続の時期や場所及び年金手帳を交付された時期も覚えていないなど記憶が曖昧であり、国民年金の加入及び保険料の納付をめぐる詳細が不明であるほか、各申立期間についての保険料を納付したことを示す関連資料は無く、各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年12月まで

私は、昭和45年から47年ごろにかけて、夫の実弟が自宅に来た折、国民年金の加入を勧められ、夫が会社を退職した48年4月ごろ、私がA市役所において夫婦二人の国民年金加入手続をした。

国民年金加入後は、私が毎回、自宅に送られてきた納付書によりB銀行C支店で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に支払った。

申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ごろ国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月に夫婦連番で払い出されており、申立人の陳述内容とは異なっている。

また、国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間を含む昭和50年3月以前は過年度納付の期間であるところ、申立人は、申立期間直後の同年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納期限直前の52年4月26日に過年度納付していることがA市の被保険者名簿の検認記録により確認できる。このことから、昭和49年度については昭和49年12月以前の期間と50年1月以降の期間を分けて納付したこととなるが、過年度の納付書は年度単位で発行されるのが通例であり、上述のような納付方法は不自然である。

さらに、申立人は、昭和50年1月から51年3月までの過年度納付の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料の納付状況が明らかではない上、申立期間が21か月と長期間であり、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から53年3月まで

私は、無職になれば国民年金に加入しなければならないと思い、どこで加入の手続をしたか覚えていないが、昭和46年9月ごろに国民年金に加入した。

国民年金に加入してからは、自宅に集金人が来ていたので、既に国民年金に加入していた夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料を私が集金人に支払った。

平成元年に厚生年金保険に加入するまで常に夫婦二人分の保険料を支払っていたのに、申立期間について私の分だけ保険料が未納とされていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとすところ、申立人は国民年金手帳記号番号を53年5月に払い出され、国民年金第1号被保険者資格を46年7月21日にさかのぼって取得していることが社会保険事務所の記録により確認でき、この手帳記号番号では申立期間は保険料を現年度納付できず、その一部の期間は過年度納付もできない。

また、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認及び複数の読みによる氏名検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料について、3,000円ぐらいから徐々

に上がっていったとしているところ、昭和 46 年の保険料額は、申立人の陳述する額とは符合しない一方、申立人の手帳記号番号が払い出された 53 年の保険料とおおむね符合し、申立人の保険料に関する陳述及び手帳記号番号払出時期などを考え合わせると、国民年金の加入手続は同年ごろと考えるのが自然である。

加えて、申立期間が 81 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から45年12月まで

昭和46年2月に長男が生まれたころ、近所に国民年金保険料の集金に来ていた集金人に国民年金への加入を勧められ、今なら未納期間の保険料をさかのぼって納付できることを教えてもらった。同年3月又は4月ごろに、A区役所の窓口へ国民年金加入手続に行ったところ、カウンターの奥の仕切りのある部屋に通され、男の人に未納期間の保険料額を台帳で調べてもらい、夫婦二人分の保険料約5万から6万円をその場で支払い、レシートのような紙を受け取った。区役所で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月以降の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和46年3月又は4月ごろ、国民年金加入手続を行った時に、20歳までさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年4月30日に夫婦連番で払い出されており、この時期は第一回特例納付実施期間に当たり保険料を特例納付することは可能であり、当時まとめて納付したと陳述する金額についても、申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致する。

しかしながら、申立人は、A区役所の窓口で国民年金加入手続を行い、その場で保険料を納付したと申し立てているが、特例納付に係る保険料は社会保険事務所が収納事務を行っており、区役所窓口において保険料を納付することはできない。また、特例納付保険料の納付は納付書により行われていたが、申立人は納付書により保険料を納付した記憶は無く、この点においても申立人の陳述は当時の事情と符合しない。

さらに、申立人の保有する国民年金手帳を見ると、昭和46年1月から同年3月までの保険料を同年3月8日に区役所窓口で納付していることが検認印により確認できるが、その時点で、昭和45年度の保険料を現年度納付することができたにもかかわらず、申立期間のうち、昭和45年4月から同年12月までの印紙検認記録欄に検認印が押されていない。

加えて、申立人は、夫婦二人分の保険料を特例納付したと申し立てているが、申立人の妻の申立期間の保険料についても未納とされている。

このほか、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から48年3月まで

私の父親が、私と私の双子の妹の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を特例納付制度によって納付したと聞いている。妹の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人とその双子の妹の国民年金加入手続を行い、特例納付制度を利用して申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後のA市において払い出されており、昭和48年7月24日を資格取得日として任意加入していることが確認でき、この手帳記号番号によっては、同年6月以前の期間は国民年金未加入期間であるため、申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、申立人は、その双子の妹と一緒に国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、その双子の妹の国民年金手帳記号番号は、前後の番号を有する任意加入者の払出日から、昭和48年3月から同年6月ごろに実家のあるB市において払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

そこで、申立人の申立期間の保険料が納付可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、B市及びC市を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、納付方法や納付場所などの具体的な記憶が無く、申立人の保険料納

付を行ってくれたとする申立人の父親も既に他界しており、申立人から保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和36年4月から43年3月までの保険料が未納とされており納付できない。保険料は、夫と同じ時期から納付している。

昭和36年8月に第3子を出産するに当たり、私たち夫婦は私の両親と同居していた。そのころ年金制度ができ、私の父親からの強い勧めで私と夫、及び私の母親の3人が加入した。

保険料は、毎月3人分を集金人に支払っていた。父、母、夫又は私のいずれか在宅する者が支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に申立人とその夫、及び申立人の母親の3人で国民年金に加入し、申立期間の保険料を3人分一緒に、月々集金人に支払っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、手帳記号番号払出簿から、申立期間より後の昭和45年4月16日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、申立期間の保険料を月々集金人に支払ったとする陳述とは符合しない。また、この時点においては、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付の組み合わせでなければ納付できない期間となっているが、市では特例納付及び過年度納付の取扱いを行っておらず、この点においても集金人に支払ったとする陳述とは符合しない。

さらに、申立人と一緒に国民年金に加入し、保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の資格記録及び納付記録をみると、社会保険庁の記録及び市の被保険者台帳から、昭和45年4月16日に申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、申立期間に係る36年4月から37年6月までの期間及び40年4月

から45年3月までの期間の保険料を特例納付及び過年度納付の組合せにより47年6月に遡^{そきゅう}及して納付していることが確認できる。この場合、申立人の夫についても年金制度発足当時に国民年金に加入したとする陳述とは符合しないほか、申立期間の保険料を月々集金人に支払ったとする陳述とも符合しない。

加えて、別の年金手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年3月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年3月まで
② 昭和49年7月から54年3月まで

昭和45年に母親と一緒にA市役所に赴き、私の国民年金加入手続きを行った。48年2月から49年3月までの保険料は月々納付書にて支払っていた。

昭和49年に独立をし、軌道に乗った時点で、国民年金について税理士にみてもらった。その際、税理士の勧めで、国民年金保険料の未納分である同年7月から54年3月までの約5年間の保険料を、母親に初めて借金をして、現金で一括払いをした。48年2月から49年3月まで及び同年7月から54年3月までの未納記録を納付記録に訂正をしてもらいたい。国民年金保険料は、必要経費として認められているので、税務署の方でも確定申告書を調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①である昭和48年2月から49年3月までの期間の保険料を毎月納付書にて納付を行い、申立期間②である同年7月から54年3月までの期間の保険料を50年代に一括納付を行ったと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金加入時期をみると、市の国民年金被保険者名簿から、昭和54年10月31日に国民年金加入手続きが行われていることが確認できる。この場合、申立期間①は時効の成立により、制度上、特例納付でなければ納付できない期間に当たっており、保険料を月々納付書にて納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間①当時の保険料納付方法は、印紙検認方式であり、この点においても申立人が月々納付書にて納付を行ったとする陳述とは符合しない。

次に申立期間②について、申立人の国民年金加入手続は昭和 54 年 10 月 31 日になされており、この時点においては申立期間のうち、49 年 7 月から 52 年 6 月までの保険料は時効の成立により制度上、特例納付でなければ納付できない時期に当たっている。しかし、申立人はその金額、納付時期及び納付場所について記憶が定かでなく、納付を裏付ける関連資料も存在しない。また申立人の母親は、申立期間②についての保険料を申立人に貸したと陳述しているが、その金額及び時期についての記憶が定かでない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行うも、その存在を確認することはできなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年7月までの期間及び52年12月から53年11月国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から46年7月まで
② 昭和52年12月から53年11月まで

私は、会社を退職後、昭和44年より独立して自営で仕事を始め、同年4月ごろに妻がA市役所で私の国民年金加入手続をした。同年3月から3か月だけ納付して同年6月から46年7月まで未納とされているのは納得できない。

昭和52年11月に会社を退職後も妻がB市C支所で、再び私の国民年金加入手続をして、現金で保険料を納付していた。その後に私の保険料を納付に行った際に、窓口の人から妻も年金加入を勧められ受給資格が得られるところまで、^{さかのぼ}遡ってまとまった額の妻の保険料を納付した記憶がある。私は妻より先に国民年金に加入し、保険料を納付してきたのに、その加入及び納付の日付が、夫婦同日とされていることも理解し難い。

どちらの期間も納付金額は覚えていないが、申立期間①はD出張所、申立期間②はC支所にて納付した。

私は、年金について何度か、厚生年金保険、国民年金と変更しているが、その都度未納があれば、将来年金が受給できないと思っていたので、未納期間が無く切替えの手続を行い、保険料を納付してきたつもりだ。しかし、申立期間①及び②の期間について加入事実及び納付事実が確認できなかったとの回答をもらい納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、妻がA市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、D出張所で毎月その保険料を納付していたとの申立てである。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると昭和44年3月から同年5

月までの印紙検認記録欄には納付があったことを示す検認印が確認できる。しかし、申立期間である同年6月以降の印紙検認記録欄には、本来納付があれば押されるべき検認印が無い。この点について、仮に申立人の妻が、毎月、D出張所に手帳を持参して納付していたのであれば、その都度申立人の妻が、申立期間の直前までの取扱いとの相違に疑問を持たなかったことに不自然さは否めない。

次に申立期間②について、申立人は、昭和52年11月に会社を退職後、妻が申立人の国民年金加入手続をして、納付書によりB市C支所で保険料を納付したと申し立てている。しかし、申立人が所持するB市発行の年金手帳を見ると、当初53年12月20日強制加入と記載されていたものが、後日E市において44年6月1日に資格を喪失、53年12月20日に強制加入と訂正し記載されていることが確認できる。この場合、B市では、申立期間②は未加入期間と認識しており、制度上保険料を納付することはできない。なお、申立期間に続く52年12月から53年3月までの保険料は後日B市において過年度納付がなされたものであることが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。

加えて、別の記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情も見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年10月まで

年金問題が世間を騒がせていたころ、自分の年金手帳を調べてみると、資格取得日が昭和41年11月25日のはずであるのに43年11月25日とされており、非常に驚いた。しかも、手帳をみると「41」の数字の上に「43」と上書きされていて、訂正印も押されていない。一家がA県に住んでいたころ、亡き父は、私と姉がそれぞれ20歳になると国民年金加入の手続きをし、姉妹共に無職であったため、保険料を納めてくれていた。ただし、加入手続きや保険料納付は、父に任せていたので、納付方法、納付場所及び納付金額等具体的な状況については覚えていない。この件について、B年金相談センターに相談し、その後、C社会保険事務所から回答がきたが、全く納得のいくものでなかったため、改めて調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年11月に父親が国民年金加入手続きを行い、加入後43年10月まで父親がその保険料を納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続き時期をみると、申立人の手帳記号番号の直後の手帳記号番号を附された任意加入者の資格取得日から、昭和44年2月に加入手続きがなされたものと推定される。また、この点は、申立人の手帳記号番号の払出しが同年2月25日付けで処理されている状況と整合している。この場合、加入手続き時点では、申立期間のうち、41年11月及び同年12月の保険料については、時効の成立により、既に納付することはできない期間になっている。

また、申立人の資格の記録をみると、最初の資格の記録は、昭和43年11月25日付け強制加入として処理されていることが、市の被保険者名簿、申立

人所持の年金手帳及び社会保険庁のいずれの記録においても確認できる。この点については、正しくは、申立人が41年11月25日付け強制加入とされるべきであった。しかしながら、行政機関が43年11月25日付け強制加入として認識している限りにおいては、申立期間は、未加入期間となるため、制度上保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、加入手続及び保険料納付をすべてその父親に任せていて、自身はそれらに直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を一任されていた父親は既に亡くなっており、この間の事情を聞くことはできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において旧姓を含む氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、別の手帳記号番号の存在は確認されなかったほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年4月当時、一緒に働いていた事業主夫婦と国民年金に加入し、定期的に1か月100円の保険料を集金人に納付した。44年にA出張所に住所変更を届けたとき、記録漏れが無かったと思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に事業主夫婦と一緒に加入し、以後の保険料は定期的に納付してきたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人が所持する年金手帳の発行日から昭和39年8月13日になされたものと推定できる。この場合、この手続時点では、申立期間のうち、37年6月以前については、時効により既に納付できない期間となっている。

また、申立期間のうち、昭和37年7月以降の保険料について、過年度納付は可能な期間であったものの、その場合、定期的に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人が所持する年金手帳をみると、印紙検認記録方式であった昭和36年度から38年度までの印紙検認記録欄には、保険料納付の際に押されるべき検認印が認められない。

加えて、通常、市町村での加入手続から数週間程度経過後に処理される手帳記号番号払出簿の記録をみると、申立人の手帳記号番号は、B区において、昭和39年9月25日に払出処理されている。一方、事業主夫婦の同番号は、申立人の払出処理から約2か月後の同年12月1日に、C区において夫婦連番で処

理がなされていることが確認でき、36年4月に事業主夫婦と一緒に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、払出簿の縦覧点検を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から44年3月まで
私が20歳になった時、夫が私の国民年金の加入手続をした。それからは夫婦一緒に定期的に集金人に月300円ぐらいの夫婦二人分の保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に加入し、以後の保険料を夫婦二人分一緒に定期的に納付してきたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人が所持する年金手帳の発行日から昭和44年1月11日になされたものと推定できる。この場合、20歳になった昭和42年度に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、加入手続時点では、申立期間のうち、同年度分については、過年度納付は可能であったものの、この間の夫の納付記録をみると、申立人の加入手続より前の昭和43年3月19日までの間に、現年度納付していることが、年金手帳の検認印から確認でき、夫婦二人分一緒に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間のうち、昭和43年度分についても、夫は現年度納付していることが、42年度と同様に確認できるのに対し、申立人の年金手帳には申立期間を通じて検認印が認められず、この点についても申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するために、旧姓を含む氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、払出簿の縦覧点検を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は、加入手続に直接には関与しておらず、申立期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から50年6月まで

父が病気になったことで、私はそれまで勤めていた会社を退職し、実家の事業を引き継いだ。その後、母が私の国民年金の加入手続を行い、母が両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を支払ってくれていた。事業を廃業するまで、母が使用人の厚生年金保険の事務を行っており、そのような母が私の保険料を納め忘れるはずがない。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとして、これらに直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、40年前のことであり、当時のことは分からないと陳述していることから、具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、納付記録の始まる昭和50年7月の前月である同年6月11日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間のうち、47年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、時期は覚えていないが区役所職員から国民年金に加入するよういわれ、夫が加入手続を行い、昭和45年ぐらいまでは夫の父が、その後は、夫が夫婦二人分の保険料を集金人に支払ってくれていたと思う。また、時期は覚えていないが区役所職員から全部納めれば満額の年金がもらえますと言われたことは覚えている。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の父親及び夫は既に亡くなっているため、その時期を含めて具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年4月25日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦二人一緒に加入手続を行ったことが分かる。また、夫婦の納付記録を比較すると、未納期間の状況から夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたことがうかがえ、申立期間は夫も同様に未納となっている。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人は、60歳以降に高齢任意加入し、27か月分の保険料を納付することで年金を満額受給していることから、申立人が区役所職員に、保険料を全部納付すれば満額の年金を受給できると言われたとの記憶は、申立期間当時の記憶では無く、当該高齢任意加入の際の記憶である可能性が考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年12月まで

私は、昭和47年に離婚した直後、A区役所で国民年金の加入手続を行った。当時、私は33歳で、生まれつき体が弱いため50歳ぐらいまでしか働けないと思い、同区役所で相談したところ、今から8年間さかのぼって支払えば50歳でちょうど25年になると教えてもらった。その時、一度に8年分をまとめて支払えなかったので、3回に分けて支払う手続をとり、同年に3か月かけて同区役所で支払った。支払った額は1回目が2万円から3万円、翌月に1万2,000円から1万3,000円、翌々月は覚えていないが、合計で6万円ぐらい支払ったと思う。支払った記憶があるのにその記録が消えているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前夫と離婚した直後の昭和47年に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料約6万円を3回に分けて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人が加入手続と遡及納付^{そきゅう}を行ったとする47年の時点においては、申立人は国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

一方、申立人の納付状況をみると、昭和49年10月及び同年11月の2回に分けて、その時点で、制度上、納付が可能であった申立期間直後の47年1月から48年3月までの期間の保険料並びに同年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確

認できる。さらに、申立てのとおり、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、当時、実施されていた第2回特例納付を行う必要があるが、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は8万3,700円であり、上記の過年度保険料額と合わせると9万円余りとなることから、申立人が納付したとする約6万円と符合しない上、申立人は50歳の時点で25年の年金受給資格期間を確保するために遡^{そきゅう}及納付を行ったとしているが、その直後から50歳に達するまでに6年余りの未納期間が存在するのは不合理であると考えられる。

また、申立期間は夫との婚姻前の期間であることから、その夫から事情を聴取できず、当時の具体的な納付状況等は不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から40年3月まで
私は、父親から20歳の始めから国民年金に加入していると聞かされていた。また、いつも家に来ていた集金人が、両親、姉二人分と私の保険料を含めて5人分の保険料を集金した折り、この家は家族が多いからよく集金できると言っていたのを聞いていたのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親から昭和36年10月から国民年金に加入していると聞かされていたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、41年1月6日に申立人の弟と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、38年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、区の被保険者名簿をみると、申立人の弟と共に手帳記号番号払出日の翌月の昭和41年2月28日に、その時点で現年度納付が可能であった同年4月から42年3月までの保険料をまとめて納付していることが確認でき、申立人の弟も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料納付について、直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に死亡しているため、当時の具体的な状況等は不明であるほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和40年4月ごろ、近所に住む集金人さんが自宅に来て国民年金の加入を勧められ、自分で加入手続を行いました。保険料も、その集金人さんに納めていましたが、申立期間の記録が未納とされているので納付済期間として認めてください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料の納付は、近所に住む集金人に納めていたと申し立てている。

ところで、当時、国民年金保険料を現年度納付した場合、収納先の市役所(集金人)は、被保険者が所持する国民年金手帳に納付したことを示す検認印を押す取扱いとなっていた。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、手帳の発行日が昭和40年7月5日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同日ないしその直近日であることが認められるものの、その手帳の昭和40年度の国民年金印紙検認記録欄に、申立期間の保険料を納付したことを示す検認印が押されていない。一方、申立人が昭和41年4月1日に再発行を受けた手帳の同印紙検認記録欄を見ると、同年4月からの検認欄に検認印が押されていることが確認できる。

また、市の被保険者名簿の検認記録をみると、申立期間の保険料納付は確認されず、昭和41年4月から現年度保険料が納付済みであることが確認でき、申立人が所持する手帳と同様の収納記録となっている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号で納付が行われた可能性について、氏名検索を行ったほか、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をす

べて確認したが、その存在をうかがわせる^{こんせき}痕跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年2月まで

私は、昭和57年に会社を退職し、国民年金に加入した。加入後の保険料は集金人に毎月納めてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

なお、国民年金の加入手続及び保険料の納付は妻が行っており、当時の保険料額などは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年に国民年金に加入し、同年9月以降の保険料について、妻が集金人に継続して納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人は昭和59年5月7日に加入手続を行い、57年9月までさかのぼって資格を取得していることが市の記録から確認でき、申立人が同年に加入したとする申立てに符合しない。また、申立人及び申立人の妻の納付記録について、夫婦共、申立人が国民年金に加入した後の59年7月から同年12月までの間は未納記録となっていること、60年1月から61年2月までの期間は申請免除期間となっていることが市及び社会保険事務所のいずれの記録からも確認できる。

また、申立期間当時、A市では、国民年金保険料の集金制度は実施しておらず、保険料を納付する場合、納付書による金融機関での納付及び口座振替による納付であったことが市の広報紙等から確認できる。この点に関して、申立人の妻は昭和55年度から58年度までの間の保険料を口座振替で納付していることが市の収滞納一覧表から確認できるものの、申立人の申立期間について収納記録は確認されず、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付していたとの陳述も当時の保険料納付手続に矛盾している。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別の読み方による氏名検索のほか、居住地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認するも、その存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる^{こんせき}周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から16年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月から16年3月まで

私は、平成15年1月に経営していた会社を解散し、個人事業に転換したため国民年金に加入した。加入した当初は収入が少なかったことから、免除申請の手続を行っていた。その後、16年4月から17年3月までの保険料は前納を行い、15年1月から16年3月までの免除期間（半額免除及び全額免除）の保険料をまとめて追納したにも関わらず、免除期間として扱われていることに納得できない。

追納した時期及び追納した保険料額については、はっきりと記憶していないが、保険料を手元にある現金で準備して、A市役所内にある金融機関の窓口から一括して納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金について、申立期間における申請免除記録をみると、平成15年1月から同年6月までの間を半額免除、同年7月から16年6月までの間を全額免除で承認されている。その後、申立人が同年4月から17年3月までの保険料を前納するため、免除承認を受けていた16年4月から同年7月までの期間を同年4月15日に免除取消申請していることが市及び社会保険事務所の記録から確認できる。

ところで、免除期間の保険料を追納するためには、社会保険事務所において追納申出を行った上で、国庫金納付書の発行を受けなければならない。この点に関して、社会保険事務所の記録では申立人から申立期間について追納申出が行われた痕跡は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を市役所の金融機関の窓口でまとめて追納したと申し立てている。しかしながら、当時、市役所内の金融機関出張所が

取り扱っていた収納事務は、市が所管する税金や保険料などの業務のみで、国庫金納付書による収納取扱いは行われていない。

さらに、国民年金保険料の収納事務は、平成14年4月より国（社会保険事務所）が一元的に実施しており、市において保険料を収納することはできず、国民年金に関する保険料納付書の発行も既に取り扱っていなかった。

加えて、申立人の未統合記録の存在を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったがその痕跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から7年3月まで

平成3年ごろに父が国民年金の加入手続をし、私の保険料も父の分と一緒に集金人に継続して納めてくれていた。父は死亡しており確認はできないが、20歳から納付していると聞いている。免除記録はあるのに、納付した記録が無いのは納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格を取得した平成3年ごろに父親が加入手続を行い、以降の国民年金保険料を父親が継続して集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人の国民年金加入手続日が平成8年4月19日であることが確認できる。この時点で、申立期間のうち、6年2月以前の期間については時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、父親が申立人の国民年金保険料を含めた二人分を納めたと申し立てているが、申立人の父親の国民年金加入手続日は平成6年2月25日であるのに加え、申立期間当時、申立人の父親は第3号被保険者及び申請免除(全額)の期間となっており、保険料を市の集金人に納付することはできず、申立内容と矛盾する。

さらに、申立人の未統合記録^{こんせき}の存在を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったがその痕跡は無く、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年12月まで

私は、昭和44年ごろに近所の友人に誘われて国民年金の加入手続をし、実家の母と一緒に月額150円から始まり350円ほどの保険料を、3か月ごとにA団体のおばさんと呼んでいたB会の集金人に納めてきた。年金手帳などの書類は母に預けていたので紛失してしまったが、納めていたのは間違いなく、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろに国民年金の加入手続をし、実家の母親と一緒に3か月ごとに保険料を集金人に納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月30日に払い出されていることが同記号番号払出簿から確認できる。また、申立人が新規で国民年金の加入資格を得たのは同年1月1日であったことが市の被保険者名簿から確認でき、申立人が所持する国民年金手帳にも同一の資格取得日が記載されている。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる痕跡は見当たらなかった。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続をめぐる申立人の記憶が曖昧であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの期間、41年1月から42年5月までの期間及び同年6月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年2月まで
② 昭和41年1月から42年5月まで
③ 昭和42年6月から48年9月まで

私自身は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等に関する記憶は無いが、私の両親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思う（申立期間①及び②）。

また、私は、昭和42年6月に結婚し、A市からB市に転居しており、私の国民年金に係る諸手続を私自身が行った記憶は無いが、妻が、自身の国民年金の加入手続をした後、夫婦二人分の保険料をB市の集金人に納付していたはずである（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年10月12日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び②は、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間①及び②の保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間①及び②当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である。

申立期間③については、申立人の妻は、結婚後、B市で自身の国民年金の加入手続のみを行ったとしており、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の妻の手帳記号番号は昭和42年12月25日にB市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。一方、申

立人の上記の手帳記号番号は、申立人及びその妻がB市からA市に転居した後
にA市で払い出されており、申立期間③当時に夫婦二人分の保険料をB市の集
金人に納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人の上記の国民年金手帳記号番号によっては、申立期間③の大半
は、制度上保険料を納付できない期間である上、制度上納付が可能な期間の保
険料も過年度保険料となるため、現年度保険料のみを集金していた集金人に納
付することはできない。

さらに、申立人自身は、申立期間③の保険料の納付に関与しておらず、申立
人の妻も、夫婦二人分の保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたという
こと以外に、申立期間③の保険料の具体的な納付方法や納付金額に関する記憶
は無いとしており、申立期間③の保険料の納付状況等は不明である。

なお、申立期間③のうち、昭和48年8月及び同年9月は、申立人及びその
妻がA市に転居後の期間であるが、申立人及びその妻は、転居直後に国民年金
に係る諸手続を行った記憶は無く、この2か月分の保険料は納付しなかったか
もしれないとしている上、申立人の妻の同一期間の保険料も未納である。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせ
る関連資料や周辺事情は見当たらず、申立人が別の国民年金手帳記号番号によ
り申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情
も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から44年12月まで

昭和47年ごろ、妻がA区役所で私の国民年金の加入手続をした。

妻は、加入手続をした際に区役所の窓口で私の国民年金保険料をさかのぼって納付をしたら満額の国民年金を受け取ることができると聞き、納付書を送ってもらう手続をした。

妻も私も保険料の納付金額や具体的な納付期間は覚えていないが、妻が区役所で私の年金額が満額となるのに必要な保険料をさかのぼって一括納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和47年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、区役所で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間は、特例納付によらなければ保険料を納付できない期間であるところ、区役所で特例納付保険料を納付することはできず、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の妻も、一括納付したとする申立期間の保険料額に関する記憶はあいまいである。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

加えて、別の手帳記号番号による申立期間の保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

私が20歳になったころ、母親がA区役所で私の国民年金加入手続きを行ってくれた。母親から「20歳になったから、国民年金の加入手続きをした。」と聞いたことを覚えている。

昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、母親が私の保険料を納付していたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳のころ、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の年金手帳記号番号は昭和41年5月14日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、この手帳記号番号により申立期間直後の同年4月以降の保険料が集金人に現年度納付されていることが申立人の国民年金手帳の検認記録欄から確認できる。

しかしながら、上記の手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は過年度保険料であるため、現年度保険料のみを集金できた集金人に納付することはできなかったところ、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人からは、母親が申立期間の保険料を納付していたと思うということ以外に具体的な保険料の納付方法等に関する陳述を得ることはできなかった上、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の母親の国民年金手帳記号番号は昭和44年1月17日に払い出されており、申立期間当時、申立人の母親は国民年金に未加入であったことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事

情も見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年1月までの期間及び同年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年1月まで
② 昭和44年8月から51年3月まで

昭和43年8月に会社を退職する際に、総務担当者から国民年金の加入手続を行うよう言われたため、私自身が加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたと思う。

ただし、加入手続を行った具体的な時期や場所、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等は覚えていない（申立期間①）。

昭和44年9月に結婚した後、時期は覚えていないが、元夫が夫婦二人分の国民年金の手続をA市役所で行ったと思う。

A市で保険料を納付し始めたころは、自宅に来る集金人に私が夫婦二人分の保険料を納付し、年金手帳に何かを貼^はってもらっていたように思う。その後、昭和50年ごろから、自宅に送付される納付書により銀行又は郵便局で私が夫婦二人分の保険料を納付していたと思う（申立期間②）。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人には、昭和50年7月及び51年8月に二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、いずれの手帳記号番号によっても、申立期間①の全期間及び申立期間②の過半の期間は、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②のうち、制度上保険料を納付できた期間の保険料についても、昭和50年7月に払い出された手帳記号番号により現年度納付ができた同年4月から51年3月までの期間を除き過年度保険料となるため、現年度保険料のみを集金できた集金人に納付することはできなかつた上、50年7月に払

い出された手帳記号番号により現年度納付できた期間と同一期間の申立人の元夫の保険料は過年度納付であることが特殊台帳により確認でき、夫婦二人分の申立期間②の保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、昭和 50 年 7 月に払い出された申立人の手帳記号番号は、申立人の現在の手帳記号番号が 51 年 8 月に払い出された後に、番号重複のため資格を取り消しされていることが手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿により確認できる上、申立期間②直後の同年 4 月から 58 年 10 月までの保険料は、申立人の現在の手帳記号番号により現年度納付されていることが特殊台帳により確認できることから、重複取消しされた 50 年 7 月に払い出された手帳記号番号の納付記録は、この重複取消時点において、未納と記録されていたと考えることが自然である。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらず、複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に上記の二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2471

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から50年3月まで
昭和47年3月から50年3月までの間に、区役所の国民年金加入勸奨の回覧を見て、その翌日に私自身が区役所で国民年金の加入手続を行った。
加入手続時に窓口職員から納付するよう言われた国民年金保険料額を、その場で、現金で一括納付した。一括納付した金額は、多くても10万円までの金額だったと思うが明確な記憶は無い。また、いつからいつまでの期間の保険料を納付したのかははっきり分からないが、20歳からの保険料を納付したのではないかと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月から50年3月までの間に、申立人自身が区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和51年3月11日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が主張する国民年金加入手続時期とは符合しない上、この手帳記号番号によっては、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち、時効により納付できない期間の保険料を納付するためには、特例納付によることとなるが、申立人の上記の手帳記号番号の払出時期は、直近の特例納付時期とは符合しない上、申立期間の保険料の納付時期や納付金額に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間のうち、過年度納付ができた一部期間の保険料も現年度保険料のみを収納していた区役所で納付することはできなかった。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検

索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 12 月 9 日まで

私は、A社の厚生年金保険の資格取得日が昭和 43 年 12 月 9 日となっているが、同年 10 月 1 日から同社で正社員として勤務していた。同社への入社が決まってから前の会社を退職し、年金記録に空きが無いように常に気をつけていたのに、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の厚生年金保険の資格取得日が昭和 43 年 12 月 9 日となっているが、同年 10 月 1 日から正社員として同社で勤務していたと申し立てているところ、申立人と同時期に同じ事務所で勤務していた同僚（被保険者期間が昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 11 日まで）は、「私自身の厚生年金保険の記録についても、申立人と同様に入社後 2 か月は厚生年金保険に加入していないが、当時としては一般的な試用期間が同社にもあったと思うし、適正に保険料控除されていたと思う。」と陳述している。

また、上記の同僚はその退職時期について、「申立人よりも 1 か月程度は先に退職していた。」としており、このことは申立人の陳述内容とも符合するが、被保険者名簿を見ると当該同僚の厚生年金保険の喪失の届出は、申立人と同時に手続きし、申立人と同日付けで資格を喪失となっていることが確認できる。

これらのことから、当時の同社の厚生年金保険の取得及び喪失手続きが、適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の雇用保険の記録をみると、昭和 43 年 12 月 9 日に資格を取得となっており、社会保険庁の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3257

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 20 日から 23 年 10 月 21 日まで
私は、A社に昭和 22 年 3 月 20 日から 25 年 1 月 30 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、事業所から「人事記録では、申立人は昭和 22 年 4 月に「B員」として入社し、同年 10 月 1 日に「C員」としてD本店、23 年 8 月 25 日にC員としてE支店へ転勤となり、25 年 1 月 30 日にC員のまま退職と記録されている。」との回答が得られたことから確認できる。

しかしながら、申立期間のうち「B員」にあたる期間について、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたか否かについては不明であると陳述しており、事業所は、「B員の期間は試用期間に当たることから、申立人に係る厚生年金保険の加入手続は行っておらず、保険料も控除していない。」と回答している。また、昭和 23 年 5 月 1 日に資格を取得している同僚は、「私の場合は、昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までB員で、同年 4 月 1 日から正社員になり、厚生年金保険はその 1 か月後の同年 5 月 1 日に加入した。」との陳述しており、申立人は「B員」の期間については厚生年金保険の被保険者で無かったと考えるのが相当である。

次に、申立期間のうち、「C員」にあたる期間についてみると、C員とは当時、同社において準職員又は職員への登用を前提とした身分とされていたものであるが、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたか否かについては不明であると陳述しており、事業所は「ほかの従業員(C員)の人事記録をみると、厚生年金保険の加入基準は不明であるが、加入していない者と加入している者が確認でき、申立人については会社保存の厚生年金保険被保険者整理名簿に申立人の氏名が確認できなかったことから、厚生年金保険の資格の取得及び喪失届は行っておらず、保険料も控除していないはずである。」と回答している。

また、申立期間に被保険者記録のある同僚 23 名を抽出し、うち住所の判明した 8 名に照会したところ、昭和 23 年 5 月 1 日に資格を取得している同僚は、「私の場合は、昭和 22 年 6 月に「F 員」という形で会社に入り、少ししてから職員申請をして 23 年 5 月から職員になりました。」と陳述しており、また、同年 5 月 1 日に資格を取得している同僚は、「私は、当時は「G 員」として勤務していた。」と陳述している。

これら事業所の回答及び同僚の陳述から、当時は、申立人を含め、各人が社内でのさまざまな身分区分において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当時の同社での社会保険の加入基準は明確なものではなかったことがうかがわれ、曖昧であつたと考えられ、申立人に係る当時の資格の取得及び喪失届及び保険料控除について明らかとすることはできない。

さらに、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる氏名検索を行ったが申立期間に係る該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 4 月 4 日まで

私は、A社で昭和 34 年 8 月から 35 年 9 月 6 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社での厚生年金保険被保険者記録が同年 4 月 4 日からとなっている。

昭和 34 年夏に同社で勤務する前に在職していたB社とA社の両社から賞与を支給されたこと及び同年 9 月に同社の同僚 20 名と共にC市に出張に行ったことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 8 月にA社に入社したと申し立てしているところ、当時、同社に在職していた同僚は、同年年末から 35 年の春にかけてC市に出張した際に申立人と同じ班で仕事をしていたと陳述していることから、申立人の入社時期までは特定できないものの、34 年末ごろには、既に同社に在職していたものと推定される。

しかし、申立人が唯一氏名を記憶していた同僚は「私は、同社で2年ほど勤務したのに、同社での年金記録は5か月ほどしか無い。」と陳述しているほか、この同僚と同じグループで勤務していた同僚も「自分は昭和 34 年 7 月に入社した。」と陳述しているものの、同氏の年金記録をみると、資格取得日は入社から約9か月後の昭和 35 年 4 月 7 日からとなっているなど、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。

このことについて、申立期間当時、C市に申立人と一緒に出張に行ったと陳述している同僚からは「同社では通常6か月間の試用期間を設けていたが、実際は、本人の技術、経歴、勤務態度、あるいは関連業者の紹介で入社した者についてはその紹介者の地位等によって試用期間には長短があり、一定ではなかったため、試用期間が1年に及ぶようなこともあった。」との陳述が得られた。

なお、申立人は、当時の厚生年金保険料額については記憶が定かでないとしているほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与か

ら控除されていた事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 12 日から 36 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 35 年、A 社在職中に、B 社の採用試験に受かり、同年 9 月に入社しているのに、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における B 社での在職については、雇用保険の記録（昭和 35 年 9 月 12 日に資格を取得、40 年 7 月 28 日に離職）から、確認できる。

一方、同社保有の厚生年金台帳をみると、昭和 36 年 9 月 1 日に資格を取得、40 年 7 月 29 日に資格を喪失となっており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、同社からは、申立期間当時、社員登用の前提として 3 か月から 12 か月ぐらいの期間、「C 員」という制度があり、社員に登用されるまでは、雇用保険に加入させていたものの、健康保険及び厚生年金保険には加入させておらず、健康保険及び厚生年金保険への加入は社員登用後であったとの回答が得られた上、申立人と同様に昭和 36 年 9 月 1 日に資格を取得している複数の同僚からは、「C 員の期間中は社会保険（健康保険、厚生年金保険）に未加入であった。」との回答が得られたことから、B 社においてはすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立期間について、申立人の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 26 日から 44 年 1 月末ごろまで

私は、高校を卒業後、昭和 43 年 4 月 1 日に A 社に入社し、正社員として B 業の仕事をしていた。同社の従業員との関係で退職することになったが、次の勤務先に入社する直前の 44 年 1 月末ごろまでは勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では 43 年 7 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにされており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 1 月末ごろまで勤務していたと申し立てているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録をみると、同社での離職日が 43 年 7 月 26 日となっていることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と符合する。また、同社が所持する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日が同年 7 月 26 日と記載されていることなどから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、同社で厚生年金保険の加入記録がある二人の同僚や当時の事業主からも、申立人の申立期間における同社での在職をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、父の友人であったA社の社長から要請を受け、昭和 32 年 7 月 1 日に同社に入社し、正社員としてB品の管理を担当し 35 年 9 月 30 日に退職した。しかし、同社での厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 32 年 7 月 1 日から勤務していたと申し立てているが、同社は 30 年 5 月にC社として創業され、34 年 9 月に法人化してA社となり、同年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

申立人の同社での在籍については、同社の現会長や同社で厚生年金保険の加入記録がある二人の同僚の陳述により、期間は特定できないものの推定できる。

しかしながら、上記二人の同僚のうちの一人は、昭和 34 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、同年 7 月 21 日に申立人と入れ替わりで同社へ入社したと陳述しており、申立人は当該同僚の記憶が無いとしている。また、申立人自身も同社での退職時期についての記憶があいまいである。

このほか、同社が適用事業所となった昭和 34 年 9 月 1 日以降、申立人が同社に在籍していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間においては、事業主が厚生年金保険料を給与から控除することは通常考え難いほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月20日から26年4月1日まで
私は、昭和25年9月に、A社に入社して、B業務従事者として勤務していた。

私が入社した年の同年10月には、同僚のCさんがA社に入ってきたことを覚えている。Cさんに聞いてもらえば、私がA社に勤務していたことの証明になると思う。

昭和25年9月から勤務していたのに、厚生年金保険の記録が26年4月1日からとされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に在職していたことは、時期を特定できないものの、同僚の陳述により推定できる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は同社における厚生年金保険被保険者資格を昭和26年4月1日に取得したことが記されているところ、先輩や同年10月に入社した同僚であると申立人が陳述している者など11人が、申立人と同じく同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険証の払出番号は連番で欠番も無い。

さらに、申立人の雇用保険の記録をみると、A社での雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日から1月後の昭和26年5月1日となっており、申立期間は雇用保険には加入していないことが確認できる。

以上のことから、A社では、申立人が陳述する昭和25年9月の入社と同時に申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いはしておらず、26年4月1日

付けをもって、申立人、申立人の先輩及び同僚の計 11 人をまとめて、厚生年金保険被保険者とする資格取得届を社会保険事務所に提出したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月から25年9月まで
② 昭和25年9月から26年8月15日まで
③ 昭和27年5月30日から同年7月1日まで
④ 昭和28年5月28日から29年9月2日まで
⑤ 昭和30年4月25日から31年4月まで

昭和22年9月から31年4月までの8年9か月は継続して船員保険に加入していたと思っていた。しかし、申立期間①、②、③、④及び⑤の期間の船員保険加入記録が無いのは納得できない。

昭和22年9月から25年9月まで、「A船」(所有者:B)にC員として乗船しD漁に従事していた(申立期間①)。

昭和25年9月から26年8月15日まで、「E船」(所有者:B)にC員として乗船しD漁に従事していた(申立期間②)。

昭和27年5月30日から同年7月1日まで、F港で、「E船」のH業務等をしてきた。この間は、乗船していない待機期間であり賃金の支払いは無かったが、船主から寸志が支払われていた(申立期間③)。

昭和28年5月28日から29年9月2日までの期間のうち、28年5月28日から同年8月ごろまでの期間及び29年5月ごろから同年9月1日までの期間は、Iの資格を取るために陸上で講習を受けていた待機期間である。これ以外の28年9月から29年5月ごろまでの期間は、「E船」にC員として乗船しD漁に従事していた(申立期間④)。

昭和30年4月25日から31年4月までの期間のうち、30年4月25日から同年8月ごろまでは、「E船」に乗船するために陸上で待機していた。また、同年9月から31年4月までは、「E船」にC員として乗船しD漁に従事していた(申立期間⑤)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のデータベースを基に、「A船」（船名）及び「B」（船舶所有者名）と称する厚生年金保険適用事業所の検索を行ったが、該当の適用事業所は確認できなかった。

また、申立人は申立期間①当時の船長や漁労長等の名前を覚えていないとしている上、申立人が同僚とする者は、住所及び電話番号が不明のため、連絡・照会ができなかった。

さらに、申立人は同僚から「A船は船員保険に加入していなかった。」と聞いたと陳述している。

申立期間②については、社会保険庁のデータベースを基に、「E船」（船名）及び「B」（船舶所有者名）と称する適用事業所の検索を行ったが、該当の適用事業所は確認できなかった。

また、申立人が同僚としている3人のうち連絡の取れた1人は、申立人のことを覚えているとしているが、同人の「E船」における船員保険加入記録は、昭和26年8月15日からとなっているため、申立期間②に申立人が「E船」に乗船していたことを確認することができない。

さらに、「E船」の所有者である「B」の船員保険被保険者資格の取得日は、「E船」が船員保険の新規適用となった日（昭和26年8月15日）と同日であり、また、同所有者については昭和26年8月15日前の被保険者資格取得の記録が確認できない。

申立期間③については、申立人は、次の航海のため、F港で同僚の船員と交代で「E船」のH業務等の当番をしていたとしており、船員保険の被保険者となる予備船員であった可能性があるところ、「E船」の船員保険被保険者名簿をみると、「E船」に乗船していた被保険者のうち一人を除く全員が申立期間③の前に資格を喪失していることから、「E船」の船主は、船員に対し予備船員の取扱いを行っていなかったものと考えられる。また、この名簿において、申立期間③に船員保険被保険者であった者は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間③当時、陸上で「E船」のH業務等をしていたことから、賃金の支払いは無く、船主から寸志が支払われていたとしている上、保険料控除に関する記憶が無く、保険料控除を示す資料や同僚の陳述も無い。

申立期間④については、「E船」での被保険者資格がある9人のうち連絡が取れた1人は、申立人が申立期間④当時に「E船」に乗船していたかどうかについては分からないとしており、そのほかの者は、死亡等により連絡が取れなかった。

また、申立人は、D漁の船には船員20人ほどが乗り組む必要があるとしており、新規適用当初における「E船」の被保険者名簿をみると、18人が一斉に被保険者となっているところ、申立期間④における「E船」の被保険者は半

数の9人のみであり、被保険者で無い乗組員が複数いた可能性がある。

さらに、「E船」の被保険者名簿をみると、申立期間④のうち、昭和28年5月28日から同年8月2日までの期間及び29年5月15日から同年9月2日までの期間は、「E船」で船員保険被保険者であった者はいない。

加えて、申立人は、出漁時期の給与は水揚げ額に応じて歩合支給されていた。また、陸上での待機期間においては賃金の支払いは無く、船主から寸志が支払われていたとしており、保険料控除に関する記憶が無く、保険料控除を示す資料や同僚の陳述も無い。

申立期間⑤については、申立人の在籍について確認しようとしたが、「E船」での被保険者資格がある18人全員について、死亡等により連絡が取れなかった。

また、「E船」は、昭和30年4月25日付けで船員保険の適用を全喪失し、同年8月3日に再び適用事業所となっており、この空白の期間について、社会保険庁のデータベースを基に、「E船」（船名）及び「B」（船舶所有者名）と称する適用事業所の検索を行ったが、該当の適用事業所は確認できなかった。

さらに、「E船」は昭和30年8月3日から31年4月25日までは船舶所有者名「B」で船員保険の適用事業所となっているが、この期間について、「B」の娘は実際は船主が変わったとしており、「E船」の被保険者名簿をみると、船舶所有者である「B」の名前は無く、また、申立期間⑤より前に「E船」で被保険者資格を取得した者の名前も無い。

このほか、申立人がすべての申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月25日から28年12月24日まで
② 昭和29年2月28日から30年2月27日まで
③ 昭和30年4月1日から31年9月10日まで

A組合のあっせんで昭和27年12月25日から28年12月24日まではB船に(申立期間①)、29年2月28日から30年2月27日まではC船に(申立期間②)、同年4月1日から31年9月10日まではD船に(申立期間③)乗船していたので、これらの期間について船員保険の加入期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①においてB船に、申立期間②においてC船に、申立期間③においてD船にそれぞれ乗船していたことについては、申立人が所持するパスポート及びA組合が保管する組合費納入カードの記録から確認できる。

しかしながら、A組合では、申立期間当時、B船、C船及びD船は、外国船社所有の船舶で、雇用主及び給与支払者も外国船社であり、同組合は申立人に対し外国船への乗船の紹介を行ったものであると陳述している。

また、申立人は、申立てに係る船舶の船長から、給与として現金(ドル)と明細書を手渡されていたが、給与から船員保険料は控除されていなかったと陳述している。

これらの事情により、申立人は、申立期間当時、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者ではなく、船員保険の被保険者とならない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者と

して、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月10日から36年9月2日まで
昭和34年8月10日から36年9月2日までの厚生年金保険加入期間について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
A社は、倒産したため退職し、出産手当金は受け取ったが、脱退手当金は請求した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年11月16日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め10人であり、うち8人が資格の喪失後約5か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見されることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に「36.10」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和36年11月16日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は同年10月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月9日から38年12月21日まで
A社での厚生年金保険加入期間について、B社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
当時は再就職の予定もあったので、脱退手当金を請求するはずがない。
脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年12月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に「39.2」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和39年4月10日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は同年2月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計15ページ(225人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満し資格を喪失した女性79人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め24人であり、うち21人が資格の喪失後約4か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうえ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見

当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。